

1. 議 事 日 程（初日）

（令和7年那智勝浦町議会第1回臨時会）

令和7年1月22日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第5	議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	5
日程第6	議案第3号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を 改正する条例	5
日程第7	議案第4号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関 する条例の一部を改正する条例	5
日程第8	議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	5
日程第9	議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例	12
日程第10	議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第11	議案第8号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）	14
日程第12	議案第9号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第4号）	51
日程第13	議案第10号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第3号）	52
日程第14	議案第11号 令和6年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）	54
日程第15	議案第12号 令和6年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）	55
日程第16	議案第13号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2 号）	56

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 引 地 稔 治
3番 城 本 和 男
5番 藤 社 和 美
7番 加 藤 康 高
9番 松 本 和 彦

2番 吾 妻 正 崇
4番 曾 根 和 仁
6番 西 太 吉
8番 東 信 介
10番 津 本 ・ 光

11番 勝山則子

3. 会議録署名議員の氏名

10番 津本・光

11番 勝山則子

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 堀 順一郎

副 町 長 瀧 本 雄 之

教 育 長 岡 田 秀 洋

総 務 課 長 田 中 逸 雄

税 務 課 長 増 田 晋

住 民 課 長 太 田 貴 郎

福 祉 課 長 仲 紀 彦

こども未来課長 竹 原 大 二

観光企画課長 畑 下 貴 幸

農林水産課長 村 井 弘 和

建 設 課 長 井 道 則 也

会計管理者職務代理者 塩 崎 圭 祐

参事（消防長） 湯 川 辰 也

教 育 次 長 中 村 崇

水 道 課 長 楠 本 定

病院事務長 寺 本 斉 弘

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 寺 本 尚 史

事務局主任 上 仲 映 豪

事務局主査 北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔4 番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 31 分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和 7 年第 1 回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 31 分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

10 番津本・光君、11 番勝山則子君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7 番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） それでは、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告させていただきます。

去る 1 月 17 日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に付議すべき事件は、議案 13 件となっております。

会期は、本日 1 日を予定しております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

報告は以上となっております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところを御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今年は議員の皆様も大変穏やかな新年を迎えることができましたこととお喜びを申し上げます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は13件で、条例改正が7件、補正予算が6件でございます。

議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に基づき、俸給表、期末勤勉手当の支給割合、扶養手当の支給額、地域手当の支給割合、単身赴任手当の支給要件及び管理職特別勤務手当の支給対象を改正するものでございます。

議案第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第4号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、俸給表、勤勉手当の新設、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第5号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、期末勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、暫定再任用職員に関する法律の条ずれの修正及び住居手当を支給対象とする改正を行うものでございます。

議案第7号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴う給与法改正において生じた条ずれの修正を行うものでございます。

議案第8号は令和6年度一般会計補正予算であり、主なものとして、公共施設のLED事業に係る債務負担行為と人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく人件費の調整、国の物価高騰対策支援事業である非課税世帯に3万円を給付する事業と、その非課税世帯に属する子供1人につき2万円を給付する事業等の補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ1億4,924万5,000円を追加をし、予算の総額を113億7,647万2,000円とするものでございます。

議案第9号から議案第13号までは、国民健康保険事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、町立温泉病院事業会計補正予算の補正予算であり、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく人件費の調整等について補正をお願いするものでございます。

その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。議員の皆様方の特段の理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第5号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

議案第1号から議案第5号までについて、順に御説明申し上げます。

まず、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月22日提出。那智勝浦町長。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、本町職員の給料表、期末勤勉

手当の支給割合、扶養手当、地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を改定するものでございます。

人事院勧告の内容につきましては、月例給の官民格差1万1,183円、2.76%を解消するため、初任給を高卒12.8%、2万1,400円、大卒12.1%、2万3,800円の引上げをはじめ、若年層に重点を置いて俸給表を平均3.0%、また期末勤勉手当については、民間の支給状況等を踏まえて支給月数を0.1月分引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものとなっております。

続きまして、改正内容でございます。

第1条では、令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末勤勉手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.1月分の引上げを行い、期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の107.5に改めるものでございます。

再任用職員の期末勤勉手当についても、年間支給月数を12月期分でまとめて0.075月分の引上げを行い、期末手当は100分の71.25、勤勉手当は100分の51.25に改めるものでございます。

これらの適用日は令和6年12月1日とし、令和6年12月期の期末勤勉手当から支給いたします。

また、一般職の職員の給料表について、平均3.0%引上げ改定された国の俸給表に準じて改定するものでございます。なお、この改定は、本年4月時点の比較に基づき職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、4月1日に遡及して実施するものでございます。

次に、第2条でございます。第2条は、扶養手当、期末勤勉手当、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、給料表についての変更を行うものでございます。

なお、これらの改正につきましては、施行日が令和7年4月1日となっております。

2ページをお願いいたします。

扶養手当については、現行月額6,500円である配偶者分を扶養手当の対象から外し、現行1万円である子の扶養手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、附則第5条において、経過措置として令和7年度中は配偶者を月額3,000円、子を月額1万1,500円としております。

期末勤勉手当につきましては、前条で改めました一般職の職員の期末勤勉手当の0.1月分の引上げを令和7年度以降について6月期及び12月期の期末勤勉手当が均等になるよう分割してそれぞれ0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の125、勤勉手当は100分の105に改めるものでございます。年間の支給率に変更はなく、年2回の支給率を同じにするものでございます。

また、再任用職員の期末勤勉手当についても同様に年2回の支給率を同じにするものでございます。

次に、第14条で「配偶者」の文言を削ったことにより、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）の括弧内の文言がなくなったため、

最初に「配偶者」の文言を使用する住居手当の条文内にて括弧内を付け足すものでございます。

次に、地域手当について2%の引下げを行い、100分の4に改めるものでございます。

なお、附則第6条において、経過措置として令和7年度中は100分の5とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

単身赴任手当について、採用時点で単身赴任となっている者を対象に加えるものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当については、平日の対象時間帯を2時間広げ、現行0時から5時を22時から5時とするもので、加えて6時間を超える勤務に対して手当を1.5倍とすることを平日分にも適用するものでございます。

次に、給料表については、第1条において改正された別紙1の給料表が令和6年度分に係るもので、令和7年度からは最低水準の引上げのあった職務の級を整理する必要があることから、別紙2のように改めるものでございます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月22日提出。那智勝浦町長。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

第1条は、議会の議員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.025月分の引上げを行い、100分の140に改めるものでございます。

次に、第2条でございます。前条で改めました議会の議員の期末手当について、今回の引上げ分0.025月分を令和7年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.0125月分の引上げを行い、100分の138.75に改めるものでございます。

議案第2号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例（昭和30年条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月22日提出。那智勝浦町長。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

第1条でございます。町長、副町長及び教育長の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.025月分の引上げを行い、100分の140に改めるものでございます。

第2条でございます。前条で改めました町長、副町長及び教育長の期末手当について、今回引上げ分0.025月分を、令和7年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.0125月分の引上げを行い100分の138.75に改めるものでございます。

議案第3号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和2年条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月22日提出。那智勝浦町長。

関係資料のほうで御説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

なお、現在本町においては特定任期付職員は在籍しておりません。

続きまして、改正内容でございます。

第1条では、特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、100分の175に改めるものでございます。また、特定任期付職員の給料表につきましても4月1日に遡及して改定するものでございます。

第2条でございます。

第2条は、特定任期付職員業績手当を廃止するとともに勤勉手当を新設し、前条で改めました特定任期付職員の期末手当について、令和7年度以降において100分の95に改め、新設された勤勉手当を100分の87.5とするものでございます。

議案第4号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月22日提出。那智勝浦町長。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

令和6年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

第1条でございます。会計年度任用職員の期末勤勉手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.075月分の引上げを行い、期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の51.25に改めるものでございます。

第2条でございます。前条で改めました会計年度任用職員の期末勤勉手当について、今回の引上げ分0.075月分を令和7年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.0375月分の引上げを行い、期末手当は100分の125、勤勉手当は100分の50に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号について一括して質疑を行います。

1番引地君。

○1番（引地稔治君） すいません、この議案に対して反対するあれも何もないんですけど、物価も高騰しているこの情勢でちょっとでも上げていただきたい、ほんでそれに伴い民間もそのように上げてくれるのを期待して、いい話やなと思うんですけどね。

ただ、その初任給の上がったやつは金額で示してくれて、言うてくれて分かりやすかったんですけど、この100を135とか、125はというの、なかなかぴんとこないもんですからね。大体月幾らぐらい上がるのかと。金額的に説明できたら、してくれたらぴんと分かりやすいものでそういう金額的に、会計年度職員やったら1日平均これぐらい上がって月幾らぐらい上がりますよって、年にしたらこれぐらい、幾らぐらい上げれるとそういう金額的に説明を受けたら分かりやすいんですけど、それは無理なんですかね。できたら金額的に教えてくれたらぴんとくるんですけど。

面倒くさてできなならええで、ただ議員の報酬、期末手当が上がる、議員の期末手当が金額的に幾ら上がるかなという、そのように金額で言うてくれたらぴんと分かりやすいんで。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、これ一般会計の一般職員の給料の増額分でございますけども、予算額で2,393万6,000円でございます。これは、人数が192名になりますので、すいません、期末勤勉手当ですね。期末勤勉手当の増額分については1,560万7,000円になります。192名でこれを1人当たりで割りますと8万1,286円となります。

次に、続きまして会計年度任用職員の期末勤勉手当ですが、これは一般会計に属する会計年度任用職員の期末勤勉手当で、予算的に398万3,000円の増額となります。398万3,000円の増額となります。会計年度任用職員の一般会計に属する人数が173名になりますので、これ1人当

たりに計算しますと2万3,023円となります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） すいません、期末勤勉手当以外にも教えてほしかったんですけど。その、ほんで今会計年度職員の2万円幾らっていうのは、それ月々それぐらい上がるということなんですか。

〔「ボーナス」と呼ぶ者あり〕

ボーナス、期末勤勉手当以外のやつも上がるんでしょう。期末勤勉手当だけじゃないでしょう。期末勤勉手当だけじゃなしに他のものも幾ら上げたってもらえるんかや。

金額で言うてもらわんだらよ、分からんねんで。私は上げること自体に反対はしてない。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 先ほど御説明させていただきましたのが期末勤勉手当に係る分となっております。

そして、これ予算額の中での増額部分ということでの1人当たりの増額ということになります。まず一般職の給料の一般会計の増額が2,393万6,000円になります。これは、一般職人数が192名となっておりますので、単純にこれで割りますと1人当たり12万4,616円ということになります。

そしてまた、会計年度任用職員につきましては、予算額の増額で一般会計1,603万5,000円となっております。人数が173名になってございますので、1人当たりで計算しますと9万2,637円となります。

はい。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、ちょっと教えていただきたい。

会計年度職員さんの給与も上がるというて、これフルタイムの人っていうこと。ちょっと気になったのが、例えば、こんな言い方したら悪いんか分からんけど、臨時で今一般職の窓口からおられる方と、あと再任用のメンバーの給料らも、ちょっと言っても理解しにくいんやけど、どんなもんなんかいなというのを説明していただけたら。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、会計年度任用職員なんですけども、パートタイムの方も多く在籍しておられます。そのパートタイムの方につきましても今回の給与表の改定を時給あたりに換算しまして増額改定しますので、その方の分も今回増額になるということでございます。

それから職員の、その再任用の職員ですが、これも一般会計の中には現在再任用職員は在籍してはございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） ちょっと気になったのが、その一般職員さんと窓口のところで臨時でやられている方の給与差が上がらないとかという話をよくちょくちょく聞くんで、今回は時給換算にされてその分も上がるということで安心なんですけど。例えば、職員さんが定年になった後の再任用にはならんのか、定年後勤められている方というのは再任用とはならない。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 現在、定年延長の経過措置の期間がございまして、まず、定年となった際にどうされるか、その職員の働き方の選択にもよるものでございますけども、まずその定年された後、まだ65歳に満たない方につきましては暫定再任用ということが制度上認められております。これについては、その職員の働き方の選択になってきますので、その方にこういった形で働くかということを選んでいただくということになってございます。それ以外にも、退職された方で会計年度任用職員として勤務いただいている方も現在はおります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第 9、議案第 6 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 7 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第 6 号、議案第 7 号について御説明申し上げます。

最初に、議案第 6 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 22 日提出、那智勝浦町長。

関係資料のほうで御説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和 6 年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、暫定再任用職員に関する法律の条ずれ修正及び暫定再任用職員を住居手当の対象に含めるものでございます。

改正内容でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 26 号）の附則第 3 条 7 項は、一般職員の手当を暫定再任用職員に適用する場合に除外する手当を記載したものであり、ここから第 23 条（住居手当）を削ることで適用対象となるものでございます。

なお、適用日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

議案第 6 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 7 号について御説明申し上げます。

議案第 7 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 22 日提出。那智勝浦町長。

改正内容につきましては、令和 6 年人事院勧告に伴う給与法改正において生じた条ずれ修正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第 6 号、議案第 7 号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第8号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

○議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第8号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第8号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,924万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,647万2,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額112億2,722万7,000円に補正額で1億4,924万5,000円を追加し、計で113億7,647万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、5ページをお願いいたします、款9教育費までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

新たに公共施設等照明LED化事業について、令和7年度から令和18年度までの期間において限度額を8億1,647万7,000円、また金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減が発生した場合はその増減額を加算した額の範囲内とする債務負担行為を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、地域活性化事業で、補正前の限度額、計15億2,839万2,000円に20万円を増額し、補正後の限度額を15億2,859万2,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ1億4,924万5,000円を増額をお願いしております。

9ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1億470万7,000円を増額、地方債20万円を増額、その他25万円を増額で、一般財源は4,408万8,000円を増額となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は4,408万8,000円を増額で、計で36億7,914万1,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目3農林水産業債で20万円を増額補正をお願いしております。説明欄記載の小規模土地改良事業の財源として補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

3、歳出でございます。

まず最初に、人件費全般の補正について御説明申し上げます。

このページ、款1議会費の目1議会費から、33ページの款9教育費の目3体育文化会館管理費までの各科目の節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費についてそれぞれ補正を

お願いしてございます。これは、人事院勧告により、会計年度任用職員も含めた職員等の人件費を4月に遡及して改定したことに伴う増と、予算の不用見込額を減額したものとなってございます。

令和6年度の人事院勧告は、先ほど議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例などで御説明させていただきましたとおり、若年層に重点を置いて給料表を平均3.0%の引上げ改定、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して年間支給月数を0.1月分引き上げたところでございます。これを本町の職員構成給料表に当てはめて計算しますと、一般会計では職員の平均年齢40.5歳で給与改定率3.71%、1人当たり平均月額1万1,274円の増額で合計2,393万6,000円の増額、期末勤勉手当で0.1月分の増額ほか、給料改定に付随する地域手当を含め1人当たり平均8万4,084円で合計1,560万7,000円の増額、共済負担金で321万9,000円の合計4,276万2,000円の増額となります。

会計年度任用職員においては、給与改定率10.38%、1人当たり平均月額7,724円の増額で、合計1,603万5,000円の増額、期末勤勉手当で0.075月分の増額で1人当たり平均2万3,023円で、合計398万3,000円の増額となります。また、特別職の期末手当につきましては、町長をはじめ3名で6万1,000円の増額となっております。

一方で、予算の不用見込額によるものにつきましては、休職等による減額や会計年度任用職員の雇用実績に基づく減額などで報酬で903万1,000円の減額、職員手当で95万1,000円の減額となっております。また、共済組合負担金は1,186万2,000円の減額となっております。

なお、この後の各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましては説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金139万9,000円でございます。国民健康保険事業費特別会計への繰り出しで、人事院勧告等に基づく給与改定による人件費に係るものでございます。

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8病院費、補正額233万6,000円の減額でございます。町立温泉病院事業会計への繰出金でございますが、内訳につきましては特別会計のほうで御説明申し上げます。

34ページをお願いします。

このページから40ページにわたり、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、福祉課分は9,728万8,000円でございます。後ほど歳出で説明します物価高騰対策給付金に係る費用全額分を受け入れるものでございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節27繰出金239万5,000円は、介護保険特別会計に係る人件費等の増額補正に伴い、町の負担分を繰り出すものでございます。

次のページをお願いします。

下段の目12物価高騰対策支援事業費、補正額9,728万8,000円でございます。本事業は、国の臨時交付金補助率10分の10を活用して実施するものでございます。

別添の議案第8号福祉課、こども未来課関係資料を御覧ください。なお、この資料はこども未来課のこども加算給付金と合わせた資料となっております。

物価高騰対策給付金でございます。物価高騰に直面する低所得世帯を支援する給付金でございます。

まず、支給額ですが1世帯当たり3万円でございます。

次に、対象となる世帯についてでございます。令和6年度住民税均等割が非課税の世帯、もしくは令和6年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった家計急変世帯となります。

次に、給付金の支給手続ですが、2月中旬に対象世帯への案内通知をさせていただく予定で、提出期限は4月30日としています。システム改修が2月上旬の予定となっており、システム業者にはできるだけ早い対応をお願いしているところでございます。なお、一部翌年度に予算の繰越しを行い実施いたします。

予算書にお戻りください。

節3職員手当等24万9,000円から節12委託料209万3,000円は、給付金事業に係る事務費、システム改修費用でございます。節18負担金、補助及び交付金9,300万円は、説明欄記載の給付金で3,100世帯分を見込んでいます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課関係について御説明申し上げます。

10ページ下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、こども未来課分につきましては691万9,000円でございます。後ほど歳出で御説明いたします物価高騰対策給付金の事業費全額を受け入れるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目6物価高騰対策支援事業費、補正額は691万9,000円でございます。

別添の議案第8号福祉課、こども未来課関係資料を御覧ください。

物価高騰対策給付金のこども加算でございます。給付金につきましては、福祉課で実施する物価高騰対策給付金への加算といたしまして、18歳以下の児童を扶養している子育て世代に対して支給する給付金でございます。支給額は対象児童1人当たり2万円、対象となる世帯は、福祉課が実施する給付金の対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯でございます。給付金の支給手続につきましては、福祉課の給付金と同様で一部予算を翌年度に繰り越して実施してまいります。

予算書にお戻りください。

節3職員手当等4万8,000円から節12委託料139万5,000円は、給付金事業に係る事務費、システム改修費用でございます。

その次のページ、節18負担金、補助及び交付金540万円につきましては説明欄記載の給付金で、18歳以下の児童270人分を見込んでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

10ページ、中段のほうをお願いいたします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3小規模土地改良事業費分担金25万円は、説明欄記載の事業に係る地元分担金でございます。詳細については歳出にて御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6小規模土地改良事業費補助金50万円は、先ほどの分担金に係る同事業の県補助金2分の1を受け入れるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目6小規模土地改良事業費、節12委託料100万円は、先ほど歳入でもありました中里区の鳥獣害防止柵設置工事に係る委託料でございます。昨年イノシシ等の被害で稲作に大きな被害があった箇所に防護柵1,500メートルを設置する工事を中里区へ委託するものでございます。このタイミングでの補正、増額補正につきましては、中里区からの御要望、そして和歌山県からの小規模土地改良事業の追加要望のタイミングが合致しました。そしてまた、田植作業前の閑散期に施工したいということもありますので、このタイミングとなるものでございます。

以上、農林水産課の関係でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

6 ページをお願いします。

債務負担行為の補正について補足説明させていただきます。

今回の債務負担行為の追加については、公共施設等照明ＬＥＤ化事業をローカルＰＦＩにより資金調達から設計、建設業務、維持管理、運営を一括で民間事業者が発注し、実施するものであります。

観光企画課関係資料をお願いします。

ＬＥＤ化事業につきましては、2027年までに蛍光灯などが製造または輸出入が禁止となり、主要メーカーの多くが既に蛍光灯灯具等の生産を終了し始めている状況であります。また、ＬＥＤ化することで電気代が大きく削減されるため、ＬＥＤ照明への改修が必要と考え、お願いするものです。

今回の事業方式ローカルＰＦＩは、地域社会、地域経済への貢献に焦点を当てるものであり、地域企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、事業決定時の評価において地域企業の参画の有無、地域企業への業務発注、地域経済への貢献等を取り入れる工夫をしているものです。また、本事業では脱炭素推進事業債と過疎対策事業債の財政措置を受ける予定としております。脱炭素推進事業債のＬＥＤ照明の導入事業が令和７年度までの時限措置であり、一般財源の負担を軽減するためにも早急にＬＥＤ化を進めていくことが必要であると考えております。

資料の１、公共施設の種類については、今回対象としています施設は記載の59施設となります。令和８年度末までにＬＥＤ化する施設、交換する照明器具は50施設4,546台で、その後10年間の維持管理対象施設は、既に換えたものも含めて59施設6,436台となっております。

その下の表は、あくまで試算になりますけれども、２年でＬＥＤ化した場合の電気料金などの削減効果でございます。

資料２ページをお願いします。

本事業における業務範囲は、１、調査業務として、既設蛍光灯の位置や灯具の種類等の設備の調査、２、照明灯設備の把握や管理及びデータの更新が容易にできる管理システムの構築、３、設計・施工計画・施工管理業務、４、施設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務、５、維持管理業務として、設備の調査修繕や管理システムデータの更新、連絡受付窓口の設置、保険の対応、６、光熱費削減額の検証結果と修理交換等の記録を毎年町に報告などがございます。

５、事業スケジュールにつきましては、整備期間が令和７年度と令和８年度の２年間、維持管理期間は令和９年度からの10年間となります。

続きまして、予算の関係、13ページをお願いします。

款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節３職員手当等88万2,000円のうち、備考欄記載の超勤手当の82万円の増額につきましては、公民連携推進包括連携協定の締結により、イベントなどの実施や、またふるさと納税の年末商戦期において多くの寄附をいただいたというこ

とに伴う年末年始における寄附金受領証明書等の発送事務が増加したこと、またロケット打ち上げが2度延期されたことにより、当初見込んでいた額よりも超勤手当額が増えたことからの増額をお願いするものです。

観光企画課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 休憩します。再開10時45分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時33分 休憩

10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの説明、一般会計補正予算の中での6ページ、7ページの分ですね。

これで、先ほどの説明で施工期間が2年ということだったんですが、LED化のやつです、LED化のやつです。それで、資料の中でそういうことで、説明のときに2年間ということですが、そのときに節約できるというんですか、その費用というのはどのぐらいの金額、前に多分3,000万円ぐらい、説明のときには3,000万円ぐらいと聞いた覚えがあるんですが、それを教えてほしいのと。

もう一つは、私もこの間総務経済委員会への傍聴へ参加させてもらって説明を聞いたんですが、そのときも、そしてその後またサポーター、国土交通省のPPPサポーターと言われる方ですか、その方の説明を受けたんですが、正直言いましてね、そういった方の説明を受けないと、何でその当局のほうでしっかり説明されたことで、最初のときはいろんなことがいろんな質問が出てきまして、それで十分対応できてなかったんじゃないかと思うんですが、それがそういうサポーターの方を呼んで説明していかないとその対応ができないということはちょっといかなんかと思うんですが、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） LEDの関係で御質問いただきました。

施工期間2年ということで、提案の中ではPFIで2年という形で提案させていただいております。事業費ベースでの節約ということでありますが、そちらの資料のほうで書かせていただいています。2ページ目、資料の3ページ目のところに書かせていただいています。直営で、真ん中のところですけども、直営で2年やったときには8億4,500万円というのが事業費になります。2年でPFIでやったときには8億1,000万円ということで、2年間の同士の比較であれば3,000万円の、約3,000万円の節約ということになっております。

ただ、その直営で2年というのは非常に厳しいタイムスケジュールかなと考えております。それで、3ページの資料にもありますが、7年間で直営でやった場合は9億7,000万円という

ことで、1億6,000万円程度の節約が可能であると考えております。

当局での説明できたのではないかなということで、当然町の提案する責務としてですね、町できっちり提案できることが求められるというのはそのとおりであろうかと思います。ただ、今回のローカルPFIの導入ということで、まず前例がなく、県下でもなかなか導入しているところがない、検討しているところはあると聞いておるんですけども、まだ導入したこと、受けるところがないということで、その事前に知識を得る機会がありませんでしたので、今回については国交省のほうで指定されていますサポーターの方にこれまでも指導なり勉強をしながら今回提案に至るまでの助言を受けてきたところですので、より詳しい説明に関しては国交省の認定のサポーターである方に説明をいただいたところです。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 2年間で大体約3,000万円ということですが、それと併せてですね、やっぱり僕はこの間、2回の委員会のほうに傍聴で参加させてもらいましたが、当局のほうがいっぱいそれを、これはこうなんだということで、私もあのとき質問させてもらいましたが、その地域の業者の皆さんの参加があまりないんじゃないかということで質問させていただきましたと思います。だから、そういう意味でそこら辺りでの具体的な対応がちょっと見えてこないことで多少の心配がありますので、今の時点でそういう地域の方の業者がどれだけ参加しているとか、どのぐらいの形でいるのか、分かりませんか。地域の事業者ですね。

○議長（曽根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） お答えいたします。

一昨日、うちに登録していただいております電気事業者の組合長とお話しさせていただく機会がございまして、町内の指名業者のうち4社が参加意欲があるというふうに組合長からお伺いしております。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、ちょっと理解が僕できてないんで教えてほしいんですけども、6ページの件に関して資料の、関係資料の3ページの表でお伺いさせてください。

PFIと直営の比較の金額の件なんですけど、直営とPFIだと3,000万円ほどの差額ということで資料を出していただいています。先ほども直営でやると2年ではできないかなというふうな答弁があったかと思うんですが、そもそも表っていうのはできること前提で金額があるものであって、できへんのやったらマンパワーが足らんのか、金が足らんのか、何が足らんのかというところで比較対照する場合はその2年がっていうことがあるんですけども真ん中の直営の部分のできること前提で金のことを書いていただくべきかと思うんですが、その辺り、その表について、本来この資料として出していただいていることに適正なのかどうかということをお教えしてください、すいません。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 3ページの資料の作り方が適正かどうかということでもあります。

実際、真ん中のところはなかなか難しいのかなというところで、じゃあ比較にならんじやないかなという指摘もあろうかと思います。説明のしやすい資料ということで御理解いただければと思うんですけども、冒頭の補足説明でもありましたとおり、LED化が急がれていること、脱炭素債の事業債のLED化のメニューが来年度までということであれば、やはり2年で事業を進めていきたいという当初からの思いがありました。その中で比較対照として直営の2年、同じ2年の条件だとうるということの説明、こちらの都合になりますけれども、説明しやすいということで2年の資料を真ん中に設置いただいておりますので、こちらの意図としては直営の7年とPFIの2年と検討、比較いただくのがより現実的かなと思っております。実際、この2年の直営についての実施についてですけども、直営でやる場合は、まずは現地調査をして、設計をして、そして入札いただけるような資料を作成して、入札をして工事に入ってくださいというような時間が必要になりますので、やはり今の人員的にはそれをこの数を一気にやるとなるとかなりの負担があるということになりますので、そういう意味ではマンパワーが不足している、マンパワー上、その2年は不可能かなというところで考えているところです。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。そうしたら、資料の直営のところは、できんけど取りあえず事業として比較するための参考数値的に見てねっていうふうなイメージで理解ということでもいいってことでよろしいでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） そういうことで資料のほうを御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、そのこのLEDの債務負担行為の件なんですけど、説明の中でも地域の企業体、地域を、地域の企業の皆さんにやってもらうために進めていくっていう話を聞いている、言っている中で、今先ほど10番議員さんに答えてもらった、業者、地元の業者が4社あるというところ、参加をとという意志があるんですけど、その業者、その自体は私もその後いろいろ調べた中で、指名の、町に対して指名ができる、多分それが6社だと思うんですけど、私思うその地域全体というのはそのもう一つ下の、本当の小さい個人事業店さんとかそこらに対しての話もどうなってるかというのが分からなければ何とも難しい、難しいということをおっしゃる中でですね、簡単に、例えばですけど、そういう小さな業者さんは地元の近いところの小学校とかあればそこで言われて電球換えたりとかふだんはやっている。今回これを、そこに仮にその小さい業者さんが地元の個人店主というのかな、そういうのがそこに入らなければ、もうこれで言うと2年工事があって10年間の保守管理があって、その10年間は全くもう今まで付き合いがあったところからも話が来ないというような形になるような気もしてですね、そこら辺の言わば全体に説明をね、実際今後の町の方針としてこういうふうな方向でL

EDをやっていききたいというのは、話を、その下の、私が調べた限り大体小さいところ20社ぐらいしかないと思うんですよ。だから、そこに対してこうやってしますという話をした上で、それに参加するしないはその人の個人の感覚なんでしょうけども、そこまでしてあげなければその間に、今入っている指定の、指定業者というか入札できるところがそこだけで固まってしまって、いや、僕はもう仕事を納めなあかんでよそこから人呼んできてねとかなるケースもあるでしょうし、私の理解がちゃんとできない、その会社には指名業者、4つあるんでしょうけど、それ以外にその会社を形成する中で出資金とか仮に取れば、個人の人らでも、極端に、例えばその会社を作るのに出資で5万円出しますと。だから、その個人の人らが5万円出せば一緒に入れるとかね。もし入れるのであればその中でまた話はできるでしょうから、今は大きな指名業者4社しかない中で、そこが主体になると何か下請というかそういう話になってくると思うので、そこらの説明がまだ不足なんで、その説明をしていくという気があるのかと。

あと、今ちょっと聞いている中でこの脱炭素債は来年度までいけるんですよ。であれば、仮にね、今じゃなくても、その説明が終わった後に、言わばこの4月以降にもう一度全体に話してやる、このPFI自体も。今、今この、今のこの時期、今、今日、今回、この時期やなかったら駄目なのかどうかっていうのも教えてほしい。言わば新年度、4月以降の予算でもう一度先ほどの説明全部終わりましたと、その中でやっていかな駄目なんでっていうことができるかできないか、その、今のこの1月この臨時議会で予算が上がってなければそれを使えないのかどうかね。そこについて教えてください。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

説明会のまず話です。幾つかお話の中では、小さい事業者さんもそのグループ、グループ組まれて申請応募するという場合ですけども、そのグループの中には1社以上指名できる業者が入っていれば可能ですので、小さな事業者さんもそのグループの中には入ることは可能です。その上で説明会の開催ということで、町としましてはホームページに掲載したり、サウンディングという機会を設けて周知としては行ってきたつもりではありますけれども、議員指摘のとおりですね、懸念材料としては、初めての事業ですし御心配いただいておりますので、その説明会については非常にタイトな日程になってしまうとは思っておりますけれども、実施できればと考えております。

提案の時期ということになりますけれども、脱炭素債がやはり7年度で終わるということで、こちらの事業箇所、過疎債で実施していこうというところが多いんですけども、こちらのほうも確実に年度内で実施していきたいと思っておりますので、できる限り早い時点での提案と契約を進めて、来年度早々には事業に入っていけるようにしたいと考えておりますので、今回の議会で提案させてもらっております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、早くということなんでしょうけど、極端な話、今の話で説明

会をしてもらって3月議会で上がったら遅いんですか。そのタイム、3月議会で上げたとして、言わば今云々、今日が、2か月の間だけの話ですね、その2か月でもうできなくなる。というのは、もともとこれ提案をもらったときは9月ぐらいのときに1回説明してもらって、その間、間が結構あったと思うんですね、この1月か、その間。その間に多分そういう話ができているんであれば、もうちょっと説明会もできたとは思いうんですよ、そういうところに対して。今課長おっしゃっていただくように、もちろんインターネットとかで公募しとると分かるんですけど、小さな個人の方というのはそんなに頻繁に見ていない方もおられると思う中で、大前提がオール勝浦で、勝浦でね、この地元の業者さんで潤して回していこうということであれば、もうちょっとそこは、そんなにもう何百社もないわけですから、ましてや電気の工事なんで、もうちょっとこう、何ていうかな、町としてもきめ細やかに地元の仕事している方に対して説明すべきであったと思うんですけど。なので、そこはそれとして、その3月議会で上がった場合遅いかどうか。それを教えてください。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 繰り返しになるんですけども、当初ですね、当初から来年度いっぱいということでこれまでも種々検討はしてきておりましたが、いよいよ来年度いっばいでの脱炭素債の事業が終わってしまうというところで、至急進めてきているところで、今回の提案で御協議いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、何回もすいません。その2か月の違いで今までのこと、もちろんいろんなかかるの分かりますけど、2か月だけでそんだけ変わってしまうのかちょっと分かりにくいのと、仮にもしこれが駄目というか、否決された場合、今後また改めてこのPFIという方法を使って、多分これはまだできると思うんですよ。そうやってこのLED化事業についてやっていくのがあるのかどうか、それは言えるのかどうか、それは言えないのかな、否決されたとかというたら駄目なんで。取りあえずその、もし言えるんならそこを言ってほしいんですけど、その2か月の違いだけで何でそこまで早くというのが分かりにくい、もう一回だけ教えてください。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

事業が否決された場合ということでありましてけれども、もちろんその内容も考えながらもう一度提案することはあるかとは思いますが、今言えることは、ぜひ御審議、前向きな御審議をよろしくお願いしたいというところです。

今議会で提案するに当たって、今サウンディングというところまで終わっております。今度、今後公募をしていってですね、契約の相手先を決めていくわけですが、今やっとしても3月、もしかしたら4月にずれ込むかなというような日程になってきております。もちろん、各事業者さんにプロポーザルで提案いただいたり、その内容を詰めていただいたりとい

う期間は十分に取る必要がありますので、少なくとも契約を年度末から年度初めには実施していかないと、その後の事業について年度内の終了というのが事業者さんにとっても負担になってこようかと思いますので、この時期での提案とさせていただきます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 議員お尋ねの件でまず一つ、地域の零細というか、中小の事業者さんに対して、行政といたしましては予算が通ってからそういうお話をさせていただきたいというふうに思っておりました。昨年12月の定例会においてもこの案を提案しようと思ったんですが、なかなか御理解が深まっていないというこちら側の勝手な認識で今回の臨時会議においての提案とさせていただきます。その地域の、今後タイトな、非常にタイトな日程にはなりますが、脱炭素債は6年、7年の事業でございまして、6年度からやらなければ、事業を実施しなければならない部分がございますので今提案させていただきます。

そして、会社を別法人、皆さん参加した別法人、地方銀行を含めた別法人を設置して、そこからの提案を受けてこの事業をやっていきますので、6年度から始めさせていただきたいという部分でございます。事業は7年度末完了でいかなければなりませんので、脱炭素債を使う場合ですね。そういうこともございまして、この臨時議会での提案にさせていただきます。

そして、議員、もう一つ御提案いただいております地域の事業者さんに対してもこの議会で議決をいただければ、船の電気の工事をしている人たちも含めて、私ども行政がつかんでいる電気事業者さんに御案内を申し上げて、町が2年の短い期間であるが公共施設、小・中学校、保育所を含めた施設のLED化を進めていくと、そのためには仕事の参加をお願いしたいという部分がありますが、ただ行政からどこまで言えるかという部分でございます。

そして、入札権のあるところにはもう声はかかっておりますが、ないところに関しての今お話でございます。その方々も新しい法人に参加することはできますので、そこで地域の事業者さんが参加する、しないを決めていただきたいと思います。思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 僕、委員会傍聴させてもらいたかったんですけど、ちょっとインフルエンザになっていまして、傍聴の機会がなかったんで質問がたくさんあるんですけども、お付き合いいただけたらと思います。6個あるんですけど。

1つ目は、ローカルPFIの資料をですね、そのPPPサポーターの方が準備してくれて、僕の引き出しにも入れてくれて、それを元に勉強させてもらった部分もあるんですけども、PFIはですね、結構失敗だったとそこには書かれていました。インターネットも見ても結構失敗な事例がありまして、ローカルPFIは違うという話だったんですけども、ちょっと何回読んでもPFIからローカルPFIへ変更した点で、そのデメリットがなくなったかなってというのがちょっと分かりづらかったんで、こう変わったからそのデメリット部分をなく

なつたみたいな説明をしていただきたいなと思います。

地域の経済の循環を考えたときにですね、僕はぱつとですけど、ちょっとこれはマイナスになるんじゃないかなと思ったんですけども、地域経済を考えた場合、設計業務と資材の販売、施工と、今回運営管理って大体4つぐらい仕事があるのかなと思うんですけども、今回参画する予定の業者が4社ぐらい地元であるんだろうという予測を今副町長おっしゃってましたけれども、これはどの分野での参画なのかなって、ちょっと分かる範囲で。全体的にバランスよく入ってたら一番いいとは思うんですけども。これが1つです。

2つ目なんですけれども、SPCっていう特別目的会社をつくるっていう制度みたいなんですけれども、有期の目的会社なんで、あまりもうけるというか、継続的にもうけて設備投資をしていく必要性がないような事業体になるんで、税金関係とかはどういった形になるのかなと思ひまして。表を見ますと出資者に配当していくみたいな形になってたんで、もうけの分が出資者にほぼ行くっていうような仕組みなのかなって僕は感じたんですけども、その場合、出資者が大きいところが配当を大きくもらうんで出資比率が地元業者と、そのよそから来るのか分かんないですけど、来た場合の業者との比率がすごく大事なんではないかなと感じたんですけど、その辺も説明お願いしたいです。が、2つ目です。

それで、3つ目はなんですけど、3つ目の評価制度についてなんですけれども、審査書っていうのをいただいてたんですけど、そこで見て500点満点の採点をするということなんですけれども、地元企業の参画や地元配慮したっていう部分の配点はどれぐらいあるんですかね。それで、ちょっと失格条件、失格条件みたいな、例えばここを満たしていないと駄目ですよとか、何点以上ないと駄目ですよっていうのがあるのかなのかというのを。ちょっと懸念されるのは、地元配慮してなくても決まってしまうみたいな入札になったら、点数だけで評価していった場合、ほかの点数が高くて、地元、計画とか施工性とか、効率とかが高くて、地元点が低くても通ってしまうってなるとすごく地元の経済にはダメージが大きいかなと。その辺の配点をお伺いしたいっていうのが3点目です。

4点目はですね、業務範囲に照明灯管理システムの構築、データ更新というのがありまして、ちょっとすいません、資料を取ってもいいですか。予定ではですね、3,700万円予定されてるんですけども、現状、データ更新とかしてるのかどうかということと、この構築って、今現在のもんがなかったらどういったものを想定して依頼されているのかなっていうのと。1回システムを作ると、また12年後ですかね、契約が終わったときにそのシステムがどうなるのかっていう。通常考えると、システム費用っていうのはどんなシステムでも管理費かかってくると思うんで、現状使っていないのであればそこのコスト増も引き継ぐことになるんですけど、その辺はどんな考えなのかっていうことと。これが4つ目ですね。

5つ目が、長期計画になるんですけども、この事業というか、12年になるんですけども、その事業の評価をどのタイミングでやっていくかということなんですけど、県工事でこの間すごく管理に不備があったってトンネルでにぎわいましたけれども、あれも結局コンクリートの検査を検査する側がしっかり把握してなくて業者任せになった結果あんなったっていう一

面もありますんで、そのタイミングを12年の間どうやっていって管理していくのかっていうのと。例えば、その1回仕事がS P Cに入った後、地元業者に見積りとかお願いして事業を渡していくんだと思うんですけども、そこにダンピングがあるかないかとかをどうやって管理していくのかなと。もう1回任せただからそこはもうその向こうの事業でってなると、やっぱり安く受けるから効果があるっていう話でダンピングの懸念はすごくあります。僕が建設業してたんでね、思うんですけども、やっぱり仕事を持っているところが強くて、最終的にもうこんだけしか予算ないからこれでやってみたい話がよくあるんで、安く、安くってなっていくとそういった問題が発生します。結局、土木はですね、品確法、公共事業の品確法っていうので縛られて最低金額がありますんで、91%とか大体、工種によってちょっと前後しますがけれども、そういったので守られているのかどうなのかっていうのを確認したいです。

だから、ちょっとまとめますと、今の。管理をどうしていくか、その品質の管理をどのタイミングでやっていくのかっていうのと、その値段的なことを守るものはあるのかどうかということというのが今の5つ目の質問です。

6つ目は、このLEDにすることですごく電気代は安くなるっていうデータが出てて、それは早うやったほうがええなと思うんですけども、2016年ぐらいから脱炭素の問題で2030年までにLED化したほうがいいよねっていう国の動きがあったと思うんですけども、それであまり進まないなとかというのもあるって、その製造を今回、昨年度ですかね、2027年度までに蛍光灯の製造を止めますとかというのが出てきて、すごく急がなくちゃいけなくなったんだと思うんですけども、2016年ぐらいから町内でのそのLEDの交換工事をもうどれぐらいのペースでやられていたのかを教えてください。その6点です。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） この質疑内容は当局に伝えてある。

〔2番吾妻正崇君「伝えてません」と呼ぶ〕

6つ、答弁できる。休憩入れたほうがいいのと違う。僕らもその答弁内容に興味あるんですけど、ここで休憩入れて整理したほうがしっかりした答弁になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと諮ってもらいたい。

○議長（曾根和仁君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時25分 休憩

11時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 先ほど、2番議員の質問の中で答弁漏れがあると非常に迷惑をかけることになりますので、私、当局側にも資料をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 議長はこれを許可します。

では、暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時40分 休憩

11時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） それでは、お答えします。

まず1つ目のPFIのデメリットがあったということで、PFIからローカルPFIに変更したということで御質問あったかと思うんですが、基本的には当町の検討についてはローカルPFIのところから検討を始めております。資料の中でPFIがうまくいかなかった、各地、ほかの自治体です、あったというお話を資料のほうには記載しておりましたが、やはり通常のPFIですと入札業者に関しては全国から入札いただくことにはなるんですけども、通常、その大手であったりが参入することができますので、そこで大手が取って、大手お抱えの町外の業者であったりとか、そういうところで工事を発注するとなった場合です、やはり地元の業者、地元の経済へのキャッシュ・フローが回るというようなことにはつながりませんでしたので、その辺で失敗というかですね、あまり効果が出なかったというようなこともあったという例でのPFIの記載があったかと思えます。

今回、ローカルPFIですることによってのその改善というところになるんですけども、今回のローカルPFIのルールとしましては、評点、プロポーザルにおける評点をつける際にですね、まず申請者、応募者ですね、応募者の、単体企業であればその単体企業が地元業者かどうかなんですけれども、グループで申し込まれる場合はそのグループのうちどれだけ地元業者が入っているかという参入率というところでまず差をつけます。その後の仕事を、その地元の企業に発注するかどうか、町内事業者を使うかどうかの町内還流率という数値についても評点の中で差をつけてございます。また、資金調達先についても町内金融機関であるか、大手都市、町内に支店のない大手都市銀行であったりとかというところで、資金調達先についても町内金融機関であるかどうかというところで評点項目を設置しているところであります。また、地域貢献という項目もありまして、やはり地域において貢献できるというような提案については、やはり地元の企業でないとなかなかそういう大手の方が来て提案することは難しいのかなと思います。そこは創意工夫の部分もありますけれども、そういうような項目も入れて優遇されるような形で進めていけるのがローカルPFIですので、その点については地元への還元率については従前のPFIよりも改善されてると考えております。この部分については地元が優先するというので、国を挙げて新たな制度をつくったというところであります。

2番目の地元経済の関係で、どの分野の参画があるのかという御質問だったと思うんですが、ちょっと私のほうではこの4社がどちらの業者であるかというのは把握はできておりません。

2つ目の、SPCの関係ですけれども、こちらのほうは当然利益が上がれば税金を入れていただくということになっております。出資金の配当の部分については会社の中で決めていただくことであろうかと思いますが、出資額に対する出資配当金がですね、適切なものであれば、収入が多ければ税金として申告されるということになろうかと思いますが、ただ、その出資比率について、評価項目とかそういうところで町のほうで管理していくというような制度にはなっておりません。SPCのお金の管理については金融機関にも入っていただきますので、それ相当の常識の範囲での配当金であったりというのが設定されるのかなと考えております。

3つ目の評価制度、評点については、1つ目の質問のところでも説明させてもらったとおりですので、地元への還元、ちょっと評点数のところまでは公開はできませんけれども、幾つかのポイントで地元の企業でないと上がらないというような配点となっておりまして。

4つ目に、システムの構築ということですが、現在町の施設、照明器具たくさんあるわけですが、システムというようなものを組んで管理はできていないところですので、今回のローカルPFIの新たな契約先には、調査から、その設置日であったり、更新日であったり、場所であったり、そういうものをきっちりと管理いただけるようなシステムをつくっていただいて管理いただくことにしております。やはり当然、今このまま町が管理していたとしても、DXのこれから時代ですので当然にDX化していくというのは求められると思うんですけれども、今回これを機にDXを取り入れていくのは今の流れとしては当然の流れなのかなとは考えております。

12年後どうするのかというところですが、12年後、どんな時代になっているのかというのはなかなか想像しにくいところではあるんですけれども、今12年後、町で、町の管理に戻すのか、また引き続き、SPCという会社はそこで終わりますので新たな管理業者との委託になるのか、それについては今後施設の管理状況を見ながら検討していく課題かなとは思っておりますけれども、システムの、今作っていただいたデータを引き続き作るのであれば管理委託費はシステム保守費用というのは町が管理するにしても要るのかなとは思っております。ただ、そのシステムを使わないのであれば、そのデータをきっちり受け継いで町の管理に生かしていけるものと考えておりますが、この辺についてもプロポーザルの中でいろいろ提案いただけるものと考えております。

5つ目の事業の管理の部分ですね。事業の管理については、毎年ヒアリングを行うことになっておりますので、そこで事業の進捗、管理の状況もそうですけれども、毎年報告いただいて、そのところについてはチェックを入れて進めてまいります。そういう意味ではそのチェック能力というのを我々としても精度を上げていく必要があろうかと思いますが。

6番目ですかね。5番目の中であったと思うんですけど、ダンピングの関係については対策をしております。もちろん比率については公開できませんが、最低入札価格というのは設定しております。

6番目の2016年度以降どうしてきていたのかというところですが、こちらのほうについては、各課で管理している施設、照明器具をその都度修繕というような形で行ってきている

というのが現状になりますが、関係課資料の1ページ目のところの中段のところに括弧書きで、うち9施設1,890台は維持管理のみというところで、ここの部分については既にLED化になっております。一部維持管理を求めない施設もあるんですけれども、これ、この台数以上のものをこれまでにLED化の事業を行ってきたというところですよ。

ちょっとたくさんありまして、漏れてるところも多数あるかも分かりませんが、以上、回答にさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 1つ目のローカルPFIの……

〔「立って」と呼ぶ者あり〕

すいません、失礼しました。1つ目のローカルPFIの課題の部分ですけど、その地元業者に発注するという縛りができて改善されているってということと、プロポーザルの評点で参入率とか還流率、あと地元銀行、地銀を使うっていうようなのが評価項目にあるっていう返答でした。

そこで、ちょっとどうなんかなと思う部分があるのは、還流率がもしですね、こんな予定でしていますって提案いただくんだと思うんですけれども、実際のところ工期とかもあったりしたり、業者の、地元業者も自分たちの仕事を抱えている中で今回の仕事をしていくと思うんです。例えばこのタイミングで入れないとか、それでずれていくおそれも十分あると思うんですよ。そういったときに、じゃあこのスケジュールできんからじゃあほかの業者に頼もうかとかとって還流率が計画よりも割ってしまうような場合があると思うんですけれども、そういった場合はどういったことになるんですかね。

2つ目のほうはですね、このいただいた資料の、この14ページ。これ、サポーターの方からもらったやつ資料の14ページで、僕、この図を見てあれどうなんかなと思ったんですけど、出資者に対して配当を返すってということで、何ていうんですかね、ほんで有期の会社なんで、利益を残すってことに重きを置かなくていい会社になるんですよ。通常だとずっと継続していかなきゃいけないんで利益を留保していくと思うんですけれども、期間限定でやるという、回っていればいいということなんで、出資者に対して配当を目いっぱいして利益を圧縮するのが考えられると思うんですよ。民間企業なんでもうけたいんですね。そうなった場合ですね、税収の見込みがなくなると思うんですよ。通常どおり一般の事業者が地元で受けた場合はですね、やっぱりずっと継続事業なんで投資もありますし留保も必要なんで、利益をしっかり出して税収も納めてくれると思うんですけれども、そういった点でちょっと不利なんではないかって思って質問させてもらったんですけれども、その辺は不利はないんでしょうかっていうのが2つ目ですね。

3つ目はちょっとお答え、評価の配点は具体的にはできないってということだったんですけど、心配しているのがですね、ほんまに、先ほど言ってもらった参入率とか還流率とかで地元業者を使ってもらってということを担保しているってことなんですけれども、最低点とか、この項目は絶対って部分がなくて結局そこを捨てて合計点がよかったらオーケーって

なっちゃうと、結局PFIであった課題、大手が来て関連会社を使って地元にお金が落ちなかったというパターンになってしまうおそれがあるんで、その対策はしっかり説明してほしいんですけどね。

〔「効果があるんかないんかやの」と呼ぶ者あり〕

4つ目の回答として、DX化を進めるのにいい機会ではないかということなんですけれども、僕もこんな管理システム、どんなあるんかも調べたんですけども、結局地図上にどんな工事をしたとか、ここの地図にここ触りましたよみたいなのを情報を添付していくようなシステムになると思うんですけども、もう既存のシステムがある中で3,700万円支出して新たなシステムをつくるというのはちょっと合理性に欠けるのかなと思うんですよ。町自身がこういうふうに管理していきたいっていうのがないとかこの部分というのは評価できないと思うんですよ。そこを先ほど何か工事の日付とかが入るものとおっしゃってたんですけども、それだとしたらこの費用がすごく高いなと。し、管理費も含めたら今までかかってない費用がかかってくるんで、すごく費用大になるんじゃないかと思いますけど。大丈夫ですかっていうのもおかしいですけど、妥当だとお考えっていうことですか、3,700万円のシステム構築費をとってということをお聞かせください。

それと、5つ目の長期的な計画で、品質の管理の部分ですね。毎年ヒアリングしてっていうことなんですけど、結局トンネルの問題もそうなんですけど、業者主導で業者に任せっきりになって起こった問題なんですよ。だから、業者がこの日検査に来てください、立ち会ってくださいっていうのに県の職員がもう任せっきりになってたから起こった問題なんですよ。このヒアリングっていうのは、その施工した人からの情報を聞く機会を持つっていうことだと思うんですけども、それで十分なのかどうなのかっていう。ちゃんとした性能のものをついてるかどうかとかというのを業者主導ではなくて……。

はい、役場のほうでちゃんと管理する体制もつくらなくちゃいけないと思いますし、能力も必要だと思うんですよ。課長もちょっとそのチェック能力を上げてっておっしゃいましたけれども、業務全般を12年間にわたってお任せしてしまうと、そういった能力を維持できるのかどうかって僕は疑問なんですよ。LEDのことを、今担当者の人がいて、その人は割と詳しいとは思いますが、それを12年間管理をお任せしてしまったらですね、その業者と対等にその設備のことについて話す能力が維持できるのかどうかっていうのが僕ちょっと懸念なんですけど、その辺は大丈夫っていうことですか。ちょっと具体的にじゃなかったんでね、チェック能力を上げてっておっしゃったんですけど、そこを具体的に教えてもらいたいんですよ。

ほんで、6つ目のその2016年からのLEDの計画で、その都度っておっしゃったんでちょっと計画がなかったっていうことなんですかね。LED化に向けて工事をこういう順序でやっていこうとかという。ほかの自治体とか見ると、新しいところは新しいものをつけてLED化、新しい建物にはLEDをつけて、古いものから順次交換していきましょうっていうのを年度ごとに計画を立ててやっているようなところもあったんですけども、そういったことはされてな

かったということでしょうか。

1 ページ目の数字を見てくださいって言うんですけど、これやっぱし新築のことも入ってますよね。だから、ちょっとその修繕工事をどれぐらいのペースでやってたかというのを知りたいという意図だったんで、ちょっとこのデータではその知りたい情報が得られないんで追加で教えていただけたらと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） それでは、1 つ目の還流率が達成できない場合ということで御質問だと思いますが、その点についてはプロポーザルの中でですね、できるというような提案をいただくことになりますので、達成できない場合で提案いただくことはないと思いますので、達成いただけるものと、入札をする上で、する時点で達成できる計画になっているのかどうか、そこで判断せざるを得ないと思いますので、そこでしっかりと提案内容を精査して判断していきたいと思っております。

2 つ目の出資配当の調整のところでありますけれども、こちらのほう、先ほども出資のところまで町のほうで管理するというようなことにはなっていないのですが、当然ですね、これ費用、一旦民間で借りていただくことにはなりますけれども、基本的には町の財政負担で返還のほうをしていくというところありますので、当初その出資というものを何かに投資するっていう費用のイメージではないのかなとは思いますが、ある程度の出資額というのは集まるかと思います。その中で税収に左右するほどの配当金というのがあるのかというのは考えにくいのかなと思っておりますが、そこは企業として公の仕事をする上での会社として適切な会計処理がされると考えております。

3 つ目の、地元業者の項目、先ほど説明させてもらったもので本当に効果があるのか、その評価で捨ててでも大手が逆転するようなことがあるのではないかなというようなことが御説明ありました。当然ですね、これは大手を排除するものでもありませんし、自由な競争の中でやりますので、その手法は入札業者の方の工夫かなとは思いますが、その評点、通常ですね、ほかのところの評点を考えても先ほどの還流率とかそういうものがあればですね、基本的には地元の企業、通常のプロポーザルの点数のつけ方であればかなり有利になると考えております。それを置いてでもですね、ひっくり返るような金額、金額は先ほど申したとおり最低入札金額がありますので、そこが本当に町民にとって一番有利なものになるように評価をしなければいけないと思いますが、ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど御説明させてもらった還流率、参入率、地域貢献のところの評点で十分地元の企業ならではの提案をいただいた上で有利になると考えております。

4 つ目のDXシステムがというところですが、今現状システムというところはないので、新たにつくっていただいて管理していくべき、今現在でもDXを導入すべきなのかも分かりませんが、今回を機に導入したいと思えますし、民間が、先ほど私の説明で購入日とかそういう簡単な回答をしましたけれども、民間の事業者、実際にその器具を直接工事する方ならではの必要な情報とかをきっちり民間のアイデアというか提案で構築していった

ただいて、我々でこう管理するよりも有利な、有利なというかですね、効率のいいシステムをつくっていただけるんだと思っておりますので、そちらのほうはプロポーザルのほうの提案で確認していきたいと思っております。

5番目の、毎年のヒアリングだけで十分かというところです。工事の施設の特徴にもよると思うんですけども、LED化であれば町でもこの議場の電気がついているかどうかというのは確認できます。先ほど例に出されたトンネルの中の土壌がどうなっているとか、そういうところはなかなか見にくいところかと思うんですけども、各学校の施設でふだん使う、目の前にあるLEDという施設ですので、そこについては管理としても日々の各職場のほうでの確認というのができる工事なのかなと、そういう特徴がLEDの事業としては当てはまるのかなと思っております。

確かにその能力の、あとの能力の維持というところもあります。なかなかずっとお任せしているとですね、今直営でやっている人たちが人事でいなくなってしまうとかというようなこともあろうかと思しますので、その点については十分引き継いで各課でチェックできるように能力を上げていく必要があろうかと思します。

6点目のところですけども、これまでに修理の計画がなかったのかというところですけども、こちら、修繕は当然壊れたところはしているんですけども、これまでも各課の、各所属のほうで計画的に、体育文化会館であったりそういうところのLED化の実施はしてきております。それを集約するようなシステムはなかったんですけども、これについてもできるような形で導入していくのがDXシステムであり、これまでに計画がなかったかという、それは各課のほうで考えて、我々観光企画課とかで取りまとめていたものはないですけども、各課のほうでそれぞれ予算を取りながら実施、修正してきたというところであります。

あと、補足です。先ほどの観光課関係資料の内書きのところの説明させてもらった1,890台の内訳ですけども、414台が新設、1,476台が修繕ということになっております。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） すいません、1つ目の還流率が達成できない懸念が僕あるんですけど、入札段階で計画で達成できますと言えばオーケーですっていうお話だったとも思うんですけど、そこは何か駄目だった場合の何か、罰則という言葉は悪いんですけど、何かペナルティーがないと、何ですか、名前だけ借りてきて、極端な話ですよ、もできるわけじゃないですか。名前だけ、参入率を上げるために結局地元業者に安い値段でするかどうするんだということを迫って、無理だったらよそから業者を連れてきたとしても還流率の罰則がなければそれが成り立つわけで。それはPFIに逆戻りしていく抜け道があるなって思うんですけども、そうは思いませんか。

〔「それが現実や」「分かってできんやろ」と呼ぶ者あり〕

いや、いやいや……。

はい。

それで、2つ目の質問の意図はですね、税収が、僕、入なくなりますよっていうことを聞きたかった。それで町としていいんですかっていう質問、直球で言うとそうなんです。地元経済が回って、地元税収が落ちるのが本来僕、理想だと思うんですけども、そうじゃないような状態になる仕組みですよっていうことを伝えたかったんですけども。はい。その配当を出す、出さないというのは、この図でしか分かんないんで、実際、配当はこの目的会社は出してませんよってというのが通例なんかも分かんないですけど、仕組み上はほんまにそうやって税金を払わなくする方法があるんで懸念していますよっていうことなんです。役場のほうは、その懸念を踏まえても大丈夫ですよっていうんであればそういう答弁をしていただきたいと思います。

3つ目の入札の、地元、入札において地元をどんだけ守る、地元のその評価の配点はどれぐらいあるのかどうかっていう話なんですけど、返答で、大手を排除するものではないっていう答弁がありましたけれども、やっぱローカルPFIに変えた段階で地元を有利にするっていう反対は大手を排除、制限する、排除とまでは言いませんけど、制限する部分は制度上意図してあると思うんですけども、じゃあ排除するものではないって言うてしまうとそこが揺らぐと思うんですが、どうでしょうか。しっかりそのここは駄目っていう失格条件みたいなものをほんまにつくらないと、地元、もう制度が形骸化して地元の業者がほんまメリット全くないような事業になってしまうんで、しっかりメリットあるように制度設計をしていただかないと不安です。

次のシステムの構築なんですけれども、民間のアイデアをいただいてという御答弁やったんですけども、おっしゃるとおりなんですけど、こっちにどうしたいかっていうまずないですね、そのアイデアがいいのか悪いのかも評価できないですし、ある程度どういうものをつくりたいんやっていうのがある上でいいアイデアをもらえば、あ、そうなんや、そんなこともできるんやって、じゃあそうしようということが話はあるんですけど、今の段階でやると、僕、僕というか、考えてないけどまあええ案出してよ、その中から決めるわみたいなふうに聞こえてしまうんで、もうちょっとしっかり3,700万円を使うんであればしっかり準備していただきたいんですけどね、そのシステムもどういうものを入れたいんかというの。

それで、6つ目の、どうやって品質管理をしていくかというところで、LEDなんで日々の確認ができるっておっしゃったんですけど、それ言っちゃうとこの管理費何で払うんですかっていう話になっちゃうと思うんですけども、維持管理費用で2,000万円で、運営費で8,000万円とか、10年間ですけど、1億円近く支出しているんでそれなりの管理が必要やっていうことで支出していると思うんですけども、そこがすごく答弁矛盾しているなと感じました。それでいいんでしょうか。

6つ目のその新規がどれぐらいあって、交換が1,470台あると。8年間でこれぐらいのペースとして考えてたらいいんでしょうかね。8年というのは、2016年、僕が調べたところによるとLED化をゼロカーボンのためにしなくちゃいけないなって問題視された出した年なんですけれども、それ以降で取り組んだのが1,470台ぐらいで、それぐらいのペースがやっていく、

今現状の能力って考えたらいいんでしょうか。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 吾妻議員から何点か再度の御質問ございました。

いわゆる下請に還流しない還流率が極端に下がるのではないかというようなことでございますが、これ、そもそもPFIでやったらそういう還元率とか全くなかったから国のほうがローカルPFIっていう形で地元の業者を育て、持続可能な地域をつくっていくんだっていう国のこの制度であります。ですから、今回エントリーしていただくのは地元の業者が必ず入ります。そこから、それを、じゃあさらに外注するんだとかね、外へ出すんだって、それを言い始めたらもう全くこれは話にならないと思います。ですから、もともとPFIっていうのが地元で全然還流しない、お金が落ちない状況だったので、今回はローカルPFIっていう形を取って地元で経済が回るようにっていうようなことで考えたもの、これは基本的でございますから、だから還元率かな、そう下がることは私はないと思います。そういう制度でありますから。

あと、税収がないっていうのは、国税ですか、町税ですか。税がないってどういう意味なんですかね。例えば、事業者さんに事業を行います、当然支払いしますよね。そこで所得税とかいろいろも払われると思いますし、消費税なんか払われると思うんですけど、それは税を払ってらっしゃるんですけど、その辺の、何税がないっておっしゃるのかちょっとよく分かりませんでした。

大手を排除しないって、あんまり大手を排除するって言うてはいけないのでそういう言い方になりましたけど、大手を排除するためにローカルPFIっていう制度をつくって、私どもはこれに乗っかっているものでありますので、排除とは、こんな、排除とは言えないですけど、避けるためにローカルPFIっていう制度をしたものでございます。

あと、システムのその業者さんに任せるって、それは決してございません。基本的なものっていうのは、ここの町にこういうものの性能のLEDの照明があるとかね、そんなもう本当にベースとして基本的情報っていうのはどこのシステムを組むにしてもそれは要りますから、それは業者任せにはするつもりは一切ありません。それ、うちがどういう形で管理しやすいかというような形でシステムを構築していただくっていうようなことでございます。

あと、品質管理については、特に電気、家電製品というのはJIS規格とか全て検査を通したものでないとこれは多分公共事業使えないと思います。そういった意味で、システムを含めて品質管理をして、JIS規格通っているかとかいろんなものの品質管理をそこで十分できると思います。それをシステムに落とし込むことによって次の改修時期がいつだとか、そういうことにつながっていくと思いますので、品質管理について私、人的なものではなくて、工事の検査ではありませんので、これ機材、機材を入れ替えるっていうやつなのでそんなに難しくはないかなというふうに思います。そういう意味では、品質管理はきちっとできると私は考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 今、町長の答弁の中で、税のことがちょっと分かりにくかったというんで、それだけもう一回質問していただけますか。

〔2番吾妻正崇君「それだけ」と呼ぶ〕

吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 僕の税でと言ってたのは法人税のことでした。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

〔「法人格、新たな法人を作るので」と呼ぶ者あり〕

○町長（堀 順一郎君） 新たな法人つくりますので、法人税というのは当然発生すると思います。

以上です。

〔「答弁がかみあってないわ」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 吾妻君、もう一度だけ認めます。

○2番（吾妻正崇君） 僕が言うてるのは、法人税の額がなくなるんじゃないかっていうことです。

〔「収益が上がっているほう、配当で経費抜いたら利益として上がるん部分があるんで、そういうふうなことができるんちゃうんかっていうことを言いやるんやと思うよ。だから、利益を上げんと配当で経費にしてもうたら、利益上げんと」「要するに配当したって納めるべき税金がこんのとちゃうかということ」「違う、要は利益として本当は上げるんやけど、配当は経費やから配当してもうたさかい利益ないですよ」「休憩して論点整理したほうがいいんじゃないですか」「答弁」「暫時休憩してもろうたほうが。ほいで、大手いうのはよ、多分下請に地元業者を入れたいというてもできませんというたときにそこへ孫請に大手が入ってきたらどうするのや」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時27分 休憩

12時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

今の、答弁。町長。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 先ほど出資者に対する還元というお話ございましたが、あれ出資者っていうのの還元は会社がなくなるときに出資したお金を返すという意味合いで、収益が上がったからといって配当を出すわけではございません。そういったことで、その図がですね、ちょ

以上です。

 $\sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim \quad \circ \quad \sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim$ 

\_\_\_\_\_

-----

-----

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

---

-----

1 番引地君。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1番（引地稔治君） 各課のほうで維持管理やってると思うんですけどね。そうしたらね、ここ1,890台維持管理費のみって書かれてあるでしょう。これ、維持管理費を今度ローカルPFIですか、こういう方式でやったときに、じゃなかったも直営でもそうなんですけど、今後この維持管理費のみ支払うっていうことなんですけど、費用がかかるっていうことですが、今分かってない状態で、ほんだらこの1,890台に関しては幾らぐらいの予算を計上、考えなさっているんですかね。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） そちらの御説明ですけれども、今回、取替えのところから願する工事に、2年間で工事していただく箇所と、それも、それはそれで管理、維持管理していただくんですけれども、今既にLEDに換えている部分については工事は必要ありませんので、維持管理が始まるところからその既に換えていたものを一緒に管理していただくことによって、施設によってこの電灯はこっちで管理、あっちで管理っていうようなことにならずに、全て新たな契約する会社に維持管理いただくということで一括管理いただくような形で進めます。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） そうやって理解してあるんですけどね。今現在、維持管理に、この1,890台っていうのがどれぐらいかかってね、今度ここの維持、1,890台が今度新たに維持管理費のみだけ支払われるっていうことでしょう。それを積み重ねてここの管理費っていうのが出てきてあると思うんですけどね。この1,890台っていうのは、もう今各課で管理しているからね、ある程度管理費っていうのはこちらで分かると思うんですけどね。それに、それを元に管理費っていうのはここの数字が出てくると思うんですが、どれぐらい管理費が要るもんかとね、管理費、見ているのかなっていうのがちょっと疑問になったから聞いたんですけど、分かりにくいですかね。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 今現在の管理費というところは、やはり把握はちょっとできておらんのですけれども、今後そのローカルPFIを導入していくに当たっては、そちらのほうの比較表のほうで掲載させていただいているように、維持管理費、PFI、これも2年でどんだけ、直営で7年の場合はどれぐらいかかるかという算定について、国交省の算定ガイドラインに沿って算定しております。やはり直営であろうとPFIであろうと、実際に施設を管理するというのは必要ですし、費用はかかってきます。やはりこう直営、公とする場合は故障があったよという場合はまず行政の職員が……。

すいません、そういう算定の下比較、VFMの比較としてそちらのほうに計上させていただいています。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） お答えになるかどうか分かりませんが、お答えさせていただきます。

この金額の算定については、現在のやつを積み上げてきたのかという部分のお話になるうかと思いますが、そうではなくって、国のこの制度をやるに当たっての基準がございますので、それを拾いながらこの金額を出させていただいております。従来、今まで私どもが換えた、LED化したところについて、それ個別に管理等をしてございませんので、それオンリーの数値等はつかめておりません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） すいません。LED化にするに当たってですね、常時つけている電灯については電気代でほとんど回収できると思うんですけども、ふだんあまり使われていない倉庫、それこそ月に1回しか電気つけんような機器とかですね、特にバックヤードの辺りで使用頻度の低い機器について、これを例えば交換の対象から外す等すれば経費の節減にもなっていくんじゃないかなと。ほかの電球についてもですね、生産されませんけれども、ほかの交換するやつに電球ついてますんで、それを一定必要量取り置くことによってですね、電球が販売中止になっても数十年はそれに対応できるというふうに思うんですけども、民間の企業さんなんかにおいてはほとんどの建物でそういうふうな措置が取られておるんですけども、そういうのも参考にできないものか、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

使用頻度の低い施設については不要なんじゃないかなということでの御提案というか、御質問だと思います。本当に10年後まで利用できないであろうという予測のものとか、その中で使用、その中でも使用頻度の低いところについては、各課のほうで必要かどうかについては十分検討いただいている中でこちらのほうも選定させていただいています。ただ、10年後、非常に頻度が低くてもですね、10年後もやはりその施設が必要やというような施設については、器具がもう既に6年ほど前ぐらいにはもう大手のメーカーさんでも既に器具の生産が中止されているという状況で、そこから6年ぐらいたってきていますし、そこからまたあとこの12年後ということであれば、18年ですかね、かなり変わります。また、スケールメリットであつたり、遠方のところの器具を一遍に交換していただくということについてもメリットがあらうかと思います。先ほど申しましたように、一部10年後にはもう不要だろうといったところには、そこら辺も全部ひっくるめて各課のほうで選定した上で計上したものが今回の数字であります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） すいません、私の質問がちょっと悪かったんかもしれませんが、同じ建物の中でもですね、ふだん使用、例えばここやったらずっと使用しているんですけども、そうでなくて、ほとんど月に1回ぐらしか立ち寄らんような倉庫とかにも電球はあると思うんですけども、そういう電気設備まで換える必要があるんかどうか。もしそれを換えなけ

ればかなりの経費が節減できるんじゃないんですかという質問やったんです。すいません、よろしくをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員おっしゃるとおりでございまして、なるべく経費は削減する予定で今十分精査しておりますけれども、今後施業に当たりまして改めて精査をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 本町の公共施設のLED化なんですけども、委員会のほうでもPFIの説明なんか受けたんでよく分かったんですけども、それにしてもそのちょっと議案のほうに分かりづらいんで、私また質問させてもらいたいと思います。

これ、ちょっと金額も8億円ということで大きいですし、2年間やって10年管理するということで、一部の人だけの利益にならないのかなというのが一つあります。果たして本当に本町のために、町民のためになるのかということを判断しなければならないのかなと思うんですけども。

その1点目はですね、そのPFI、ローカルPFIと言いますけれども、この地域事業者を活用すると盛んに言われてますけれども、この私の知っているですね、先ほどのその小さな電気屋さんであつたら、知らないという人がもう何人かなんですよね。その一部の方がこの話あったよというのを聞いてるよという方も実際おられました。地域ですね、というのは、この指名業者さんは知ってるんでしょうね、町の指名業者さんは。この私が聞いた人たちは下請とか孫請の形でひょっとしたらそういう仕事が回ってくるのかなと言ったんですけども、やっぱりその中で聞いたのが、どうせ工事は大手で、町内の指名業者でという意味なんかも分かりませんが、大手でやって、自分らには管理というか、もう電気換えてくれよと、施設から言うてきたときに電気換えに行かなあかんのや、それぐらいの仕事しか回ってこんのやろというふうな話をされていました。そういう話は企画課長は御存じですか。話されてます。それ知らん、知らないですよ。ですから、最初委員会ではその話は皆さんにしていますということやったんで、僕らもそうですかというて思ってたんですけど。実際に電気屋さんに聞いてみたらそういう話はしてない。だから、地元が電気屋さんの関係で指名業者さんの一部は知ってたかも分からないんですが、実際電球換えたりとか、工事、電気工事やったら簡単ですよ、割合ね、修繕で対応できるところもあると思うんですけども、そういう方は御存じなかったんじゃないかと。照明器具のこの交換という、電気工事の最も基礎的な部分までですね、PFIの事業で占有してしまっていていいのかなという、僕はこれ気がするんですよ。これまでこういう仕事に携わってきた、そこらの修繕やってきた人らの仕事をですね、取ってしまうようなことになって、地元のためになってないんじゃないかと思うんですけど、その辺り一点もう一度お伺いしたいんです。

それともう一つは、なぜこれ、今回企画課長が説明したのかなと。前回委員会では総務課が

P F I の説明してくれましたけども、その企画でやる、上げてくるようなもんかなと。本来、施設管理で照明の、いうたらこういうことであれば、学校関係多いかなと思うんですよね。そして福祉の関係の施設、体文とか。ですから、総務課の財産管理とか施設管理とか、それとか建設課の工事やるんですからここは修繕でええよとか、こういう工事計画していきましょう、やらなければあきませんよみたいな話を建設課から出てくるんやったら分かるんですけども、役場の中でこの事業を誰がやっていくかって、どうも何かP F I の事業をやるだけのように見えてしまうんですよね。そこら、本当に企画が担当なんですかって思うんですけども、その辺りもう一度伺います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 今回の事業に関して、一部の方の利益しかないのではないかと、地元の電気屋さんなりの方になってないのじゃないかなという御意見でした。

それについては、これまでも御説明させてもらっているような地元の企業の参入率、また還流率なり、地域貢献の部分で、地域の方が参入しやすい、参画しやすいような入札制度になっている、これがローカルP F I の特徴ではあるんですけども、その部分でありますし、またその後の会社が地域の方に事業を発注するにしてもですね、たくさん、ほぼ多くの、たくさんの地元業者に参画していただかなければならないような事業量なのかなと思っておりまして、その点について全ての事業者さんがその下請なりに入るかどうかは保証できるものではないですけども、ほかの入札制度に比べてもそういう地元の方に仕事を任せていただけるような、そういうことを促せるような制度かなと考えております。

また、担当課の分ではあるんですけども、こちらのほうについては、企画という新しい取組の中でという部分とか、昨年度脱炭素債については観光企画が担当していただとか、その辺もあって私は引き継いだつもりではあります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、総務経済常任委員会において、総務課のほうで御説明させていただいた経緯でございますけれども、今回、このL E D化一括更新事業をするに当たりまして、その手法をどのようにするかということで、一つの方法として今回御提案させていただいておりますP F I 事業の検討がなされているということでございます。総務課のほうでは、これ財政的な観点からどういった手法が有効かということを検討いたしまして、その旨を御説明させていただいた次第でございます。

そして、担当課の関係なんですけれども、これはそれぞれの施設につきましてはそれぞれの管理する担当課がでございます。ただ、今回は町内全域の施設ということになりますので、担当課を超えて一括で更新するということでございますので、企画、観光企画課のほうが窓口となっているということでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 3番議員の質問の中の前段の部分になりますが、これは先ほど7番議員の質問の中でも答えさせていただきました。那智勝浦町内の電気業組合、指名業者6業者あるんですが、その方々には声をかけさせていただいております。そしてまた、皆さん御質問のとおり指名業者に入っていない電気事業者に関しましては、この予算を認めていただいた暁には、すぐにですね、早急に皆さんに那智勝浦町が2年間でこういう事業をやっていききたいので御協力願いたいというふうなお話をさせていただきます。そしてまた、そのSPC、SPCの中にも指名業者はもちろん入れるんですが、また幾らかの出資金を出して、そのSPCの中にもそういう方も入れますので、そういうことも御紹介させていただきながら進めていきます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） この照明の交換事業っていうのを、このPFIでやる事業、やるべき事業なんかなって僕は思います。これは、PFIをするためにしやる事業なんかなと。施設管理を实际担当したことがない企画課のほうでいろんな議案の提案理由を説明してくれてるんですけども、実際、電気の工事とか施設を管理して、電球換えたりとかこうせなあかんって、やったことないですよ。ですから、どっちかというと建設課とか総務の管財とか、施設管理している学校とか福祉とかの担当者らと一緒に、PTですか、ごめんなさい、PTみたいなものをこしらえてですね、それでこういう事業があるよと、PFIが活用できるよということで上げていくのなら僕、できるような気がするんですけども、今のPFIが、ローカルPFIがあるからやってるようなことで、ちょっと余計な事業まで入ってきてるんじゃないかなと思うんですよ。

2回目の質問で、僕、この町民の税金を使う、この8億円の大きな事業になってるんで、このローカルPFIをすることによって余計なものまでやってるんじゃないかと、事業費が膨らんでいって。誰がこれもうかるのかなというふうにして思うんですよ。まず、この事業費が適正なんかなということで、事業費のこの工事のほうのですね、5億円ですか、資料をいただいているのが、5億円台の期間、整備期間費用というのがありますよね、5億9,000万円とか、5億円とか。この積算がですね、コンサル任せで自分のところでこれやってるのかなと思うんですけども、工事、この照明器具の工事1台ですね、幾らで積算したんですか。

ちょっと、座ったら1回になるので、何ぼですって言うてくれたら。

〔「国の」と呼ぶ者あり〕

国の基準、ガイドライン。

〔「ガイドラインに沿っています」と呼ぶ者あり〕

分かりました。ちょっと個々によって違うんですかね、平均もあると思うんですけどね。これ大体幾らで計算してあるのかなと。建設課やったら、これ直したら幾ら。何万円。

何万円ですね、何万円ですね。やっぱりこの委員会でこれまで説明受けたんですけど、これPFIである程度の大きな事業でですね、ローカルPFI事業を起こすからこれだけの事業費が必要で、やっぱりスケールメリットもあると思うんで、この事業費を膨らんだ、定価って

うか、国交省の価格でですね、膨らんでいるように思うんですよね。ある程度なかったらスケールメリットで受けてもらえんと思うんですけれども、この事業整備費、この今の5億円なんですけれども、これ実施設計、システム設計、構築っていうことで入ってるんですけれども、これは学校等のですね、大きな施設だけでええんやないですか。これまでどおり年次計画立てて改修していけばですね、特に問題ないと思うんですよね。

ほかの小さな建物、これ今回予算の説明の中ではどんな施設が入ってますっていうのは出てないんですよね。これもちょっと資料不備かなと思う。委員会では私聞いたんですけれども、それで見るとですね、一番最初にあるのは総務課で、下里出張所、下里駅トイレ、トイレの改修で、これトイレの改修やったら修繕でできやんのですか。下里の駅のトイレ、どんなところか御存じかと思うんですけれども、修繕で電気屋さん、修繕でできやんですか、今回。これ、PFIでやる事業なんかなということなんです。その次に、下里出張所もあるんですけれども、下里出張所のLED化っていうのも、工事まで起こさなんだらあかん事業なんかなと。修繕でできるということですね、取替え工事で。それっていうのは、町場の電気屋さんでもできると思うんです。この照明ですね、うちの照明。これ幾らでやったんでしょうか。これちょっと先ほど聞いたんですけれども、100万円でこれ全部やってあるんですね、16台、16台。単価6万7,000円ぐらい、1台やるのにかかったらいいんですけれど、それは足場を組まなきゃあきませんし、シャンデリアも取ってやったんですけれども、それぐらいで十分できるんですよね。これ、工事じゃないですよね。これは修繕。

○議長（曽根和仁君） マイクに向かって。

○3番（城本和男君） ごめんなさい、これ修繕ですよ。

だから、これぐらいの建物でも十分修繕でできるのに、駅のトイレなんかも十分修繕でできるのに設計かけてシステム構築やってのこの定価なんですよ。それも国交省の事業ですから、それも仕方ないと思うんですけれども。ですけれども、この5億円の事業をですね、まず修繕でできるものと工事でできるものと分けなあかんと思うんです。それが、この一番最初の資料の中にある公共施設のこの種類というところにあると思うんですけれども、学校関連施設、これは計画的にやっていかなあかんと思うんです。しかしまあ、使わんところは、6番議員さんがおっしゃったように使わんところで考えながらやると。あと、公園の公民館とかっていうところも一部そうやと思うんですけれども。一部、そのトイレとかそういうところはもう修繕で対応できると思うんです。福祉も一部その工事でやらなあかんところもあると思うんですけれども、そこら辺りの切り分けがこれ十分できてあるのかなっていうのが一つあります。

もう一点はですね、この維持管理費用2.8億円ぐらいあるんですけれども、これも先ほどからお話ありましたけれども、この維持管理費用がですね、今までどれぐらいかかっているのか、かかってないんですか。学校とか、福祉とか、保育所とかですね、各施設で電球の管理ぐらいしています。切れたら切れましたということで、修繕で電気さんに頼むんですよ、近くの電気屋さん。それで補修しやるんですよ。だから、維持管理っていうのはこれから10年もこれまでと同じようにしてやれると思うんです。それをわざわざシステムをこしらえて、設

計パソコンで打ってやってどうなんですか。それよりもそこに担当者、施設の管理者がおるんですから、その方が実際やれやるんですから。それを2.8億円っていうのがちょっとこれも分からんのですよね。だから、1台当たり施設管理10年で4万円、この蛍光灯1個に10年で4万円かかるようになってるんですけども。例えば、下里出張所やとしたら29台あるんで10年で116万円、維持費だけでね、電球切れたんで換えてくださいって言うてやってもらうだけで116万円かかるんですね。これちょっと、この申し訳ないですけど、その修繕でできる、自分らでできるLEDはこっから外してもらってですね、大きな施設については年次計画を立ててやっていく、その中でこのローカルPFIがやったほうがいいんかどうか、そこをちょっと判断してほしいと思うんですけど。新しいこれ、目の引く事業であるんですけど、本当にこのローカルPFI方式でええんかどうか、その辺り今の話聞いていかがでしょうか。事業も、修繕でできる部分と、工事で、年次計画でやらなあかんもの。そこをまず分けられるんかどうか。それと、このPFI方式が全くそれに当たってですね、それでやらなあかんもんなんかどうか。その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 事業の各施設の1つずつの個別で判断したほうがいいんじゃないかというようなことであります。今回早急にLED化しなければならないという状況だと考えております。その中でこんだけ数多い部分を一つ一つ修繕したり工事したりというよりも、やはり一括して町内全域で必要なものは取り替えていくと。その中で早急に町内全体のLED化が進むというところで、それによって電気代も安くなるというところがありますので、やはりスケールメリットを生かす中でも全体について一括して発注したいなと思っております。また、その中でまずはそのLED化したいというところでどういう手法がいいかということで考えたところで、ローカルPFIが最適じゃないかなということで、そちらのほうにも比較、費用の比較をしておりますけれども、VFMという中でどこが有利か、リースとかもあるんですけども、そこも全部ひっくるめて考えた中でローカルPFIが一番費用を圧縮できるというふうに考えましたので提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ですから、対象となる照明器具、施設のですね、十分な把握はできてないんじゃないかと思うんですね。件数だけで国交省の単価で割り当てられている。ですから、ローカルPFIを入れるがためにそういう事業をやって、管理もやっぺいかなあかんかな。簡単な施設とか、もう古い施設やないですけども、簡単な施設についてはこれから外していったらいいと思うんですよね。学校とか大きな施設についてはそのローカルPFI、改修していったら、年次計画で改修していったらいいと思うんですけども、それをPFIでやれるかどうかっていうのは、そこで判断すべきだと思うんですね。ですから、8億円じゃなしにこれ4億円でもローカルPFIでできるんですか。ですから、工事でやらなあかん分はこの事業、合うと思うんです。修繕でやれる部分というのは、これ全部、件数ですと物すごく減ってくるんですよ。

ね。その単価を単純に件数で掛けてますんで事業費がどんどん膨らんでいる。P F I をするからこそ管理システムが要る、設計も要る、そういうふうな構造になってあると思うんですけど。ある程度やっぱりマージンが必要なんで、ローカルP F I の企業を立ち上げるんで、必要なんで事業費を膨らませているんですよ。そうじゃなくて、きっちりと必要な施設、町でやっぱりローカルP F I でも活用して改修が必要な施設についてもう一回再検討されたらどうでしょうか。例えば、4億円でも3億円でもやれるんでしょうか。維持管理についてはですね、管理者がおるんですから、管理者がしっかりと管理して交換したりしているんですからね。管理者がおるんですから、それを今まで活用してもらったら、せつかくの町の人材ですんで、そういう人材を活用していただいたらよいかなと思うんですけれども。その点、事業費が圧縮してもP F I できるんかどうかをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 繰り返しにもなるんですけども、やはり一括してスケールメリットを出すには、全ての器具を含めた形で発注したいと思っておりますし、一部で町、一部でローカルP F I のS P C が管理するというようなことはですね、なかなか管理上も難しいのかなと。そこはこの電灯は切れているって苦情が来たときにですね、それはどっちなみたいなどころから始まりますので、本当にたくさんの電灯について民間で管理いただく。本当のP F I の目的としましても、行政サービスに民間事業者が関わっていただくということも非常に重要な観点であろうかと思えます。そういう点でやはり、繰り返しますけども、一括した形で御提案させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） P F I の必要あるんかっていうふうなことでございます。

L E D 化をなぜ急がないといけないかっていうのは、この電気代、年間見ていただけたら分かるんですけど、もし今L E D に換えると2,300万円年間安くなるんですね。これ2年後に電球とか蛍光灯が製造も、輸出入も全部禁止になります。そうすると2年後には恐らく電球の取り扱いとかでいろんな機器の取り扱いで多分、というか恐らく高騰すると思います。今、この2年間でやらないと、それ以降、順次その修繕であれば電気代がずっと払い続けるんですね、これ3,700万円。徐々には減りますよ。でも、2年間でやることによって、例えばこれ5年間で1億円の電気代が節約できるんです。そういうことで、今まさにやらないと、しかもその脱炭素債と起債の関係がうまく有利に働くので、それで2年間でやり切らなければいけないということです。ですから、まずは必要経費を抑える、電気代を抑えるというのがまず一つです。それが町民にとって、結局高い値段を払うっていうことは、町が負担するっていうことは結局は町民の皆さん方の負担になるわけですから、それをなるべく早く軽減させるっていうようなことと、2年後は恐らく修繕でいくと、恐らくとんでもない修繕費になってくるだろうと。ですから、この際に一気に、もちろん全部が全部ね、一応精査はしています。6,436台ですね。それで、要らるところ、要るところっていうのもそれも精査は、きちっとできてるかどうかですけ

ど、その数字の積み上げはしているつもりでございます。そういう意味では、必要最小限で早く工事を終えて電気代を抑える、それがまず一つのこの、それがP F Iしかなかったと。普通の発注をかけると大手が来て、それで全部根こそぎよそから来て工事をして、何もかも収益も持っていかれる、そういうことを防ぐために国交省もローカルの皆さん方を使う、そういう仕組みをつくって皆さんやりませんかっていうようなことでやるわけですから、そういったことでございます。

それで、そういう大きな電気代の節約と、ずっとやることによって電気代がかさむことと、起債が有利に働かないということと、あと資材の高騰が当然見込まれる、そういったことを早くしなくてはいけないっていうような意味合いでこのP F Iをしたわけでございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、ちょっと疑問点だけお聞きしたいと思います。

これ、蛍光灯をL E Dに換えるということなんですけど、これ2027年に製造を止めるということで急いであるんやと思うんですけど、これ、国のほうからもうこういうことを早くしなさいよっていう指導があるのかなというのと。

それと、今回は急いであるというのは、やっぱり脱炭素のお金を交付金でもらえる、交付税でもらえるみたいな形でちょっと急いであるのかなと思うんですけど、これ、もともとその脱炭素のほうの補助金ついてあるやつというのは、これ決まっちゃいないと思うんですけど、延びる可能性はないのかとか。

あとちょっと心配するのが、今のこの事業の中で脱炭素とあと過疎債でやられる、適用することなんですけど、これ全体的な行政的に言うたらどのぐらいがやられてて、どのぐらいがやられてないっていう割合が分かると思うんですけど、多分最後のほうになってきたら財政的に大変なあれは、補助率が上がってきて、結構うちなんかでもあると思うんですけど、遅れてあつたら補助率高かったなということがよくあると思うんですけど、この辺の情報というのはある程度入ってきているのか、国のほうから。脱炭素の補助金が延びるよとか。多分これは、今回L E Dは脱炭素の中に入れれるから脱炭素のお金を借りるということになると思うんやけど、その辺の情報は何か入ってあるんか。その辺ちょっと聞かせてほしいなと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えさせていただきます。

財源のお話になってきますが、直営でこの事業をやったということで仮定した場合に町のほうで起債を起こすわけなんですけども、その中でその脱炭素事業債という起債の種類がございまして、これにつきましては充当率が90%、それから交付税措置率が50%となつてございます。冒頭から御説明させていただきましたとおり、令和7年度でこの起債が終了という見込みになっております。それ以降、延びるかどうかにつきましてはまた来年度国のほうでまた起債の計画が発表されると思うんですけども、その中で延期になるかどうかということが出てくると思いますので、今のところはその令和8年度以降についてはこれが残るかどうかということ

はまだ分かっておりません。

あと、町が起債するわけじゃございませんので、起債の償還額に対する交付税措置ということとじゃなしに、それ、実際町が直営でやった場合と同様の財政措置が受けられるということで交付税算入されるということで聞いております。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） うちとしてはゼロカーボンの宣言してあるさか、早くするというところでいう事業が出てきたんかなという雰囲気があるんですけど、全国的な行政的に言うたら、本当にそういうふうに変わってきている比率ってどのくらいあるんかな。多分、国は多分、変わってなかったら、多分補助率や、その還元率の高いものが出てきて、後でやったほうが得やったというのがあるんですけど、そういうことが、一番早くしたから、このゼロカーボンしてあるから早くするべきやと思うんですよ。だから、その辺をちょっと心配しやる。だから、先ほど電気代がかかるというのとそのどっちが得なんかなという、ちょっとそういう危惧は感じたんでその辺の質問をさせていただいたんですけど。これは、将来的なことやから分らんこともあるんやけど、本当によく、ああ最後にしたら補助率高かったなという事業は結構あると思うんです。今回、この件に関してはそういうことが分かってない中あれなんですけど。この質疑になってないんですけど、そういう危惧だけは持っています。これは答弁結構です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。再開14時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時17分 休憩

14時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

本件について、引地稔治君からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本件と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

1番引地稔治君。

○1番（引地稔治君） すいません、修正案を出させていただきましたので、修正案の説明、提出理由を説明させていただきます。

私、二十数年ですかね、その入札の世界に、現実には町の入札、また県の入札に参加させていただきやってきた経験上ですね、町でできない仕事を、町の業者でできない仕事をよそに発注されるというのは多々あったと思います。しかしながらですね、町でできるこのような仕事をですね、町の業者でどうしてもやらせていただきたいと。そして、この今一般、確認したんで

すけど、一般公募入札ですか、このやり方をするとどうしても大手が入ってき、それでその中に協力業者として地元業者も入るんですけどね、現実入るんですけど、この世界におった人間じゃなかったら分からないかも知れないんですけどね、なかなか元請のような立場ではいられません。

元請と下請の立場っちゅうのは、ここで言うとな、禁止用語とかいっぱい出てくるかも知らんで、皆さんも想像していただいたらありがたいんですけど、そのために私もそうなんですけど、地元業者、入札に参加したく経営審査も受け、2年間、今2年間ですかね、3年間ですかね、そのときに二、三年、僕も待って、ほんでやっと思名入札に入れてもろうた経緯というのがあるんですけどね。そのときに、元請になりたいという願望がありましたのでね。そして、小さな仕事でも入札、入札、また仕事依頼が来たとき、当局から来たときに非常にうれしかったという経験があります。どうしても下請になると厳しい面がある、これはもう皆さん想像していただいたら結構なんですけどね。地元でできる仕事は地元業者に発注していただきたい。

そして、まずこの今回の入札で物件工事に関してはですね、その入札業者もなんですけど、指名業者もなんです、別に小さな家電屋さんとかいろいろありますよね。そういうところでもね、物件が幾らでもあるんですからね、金額の相当以上のやつはそれは指名競争入札でしていただいたら結構なんですけど、それ以外の金額のやつはもうできるだけ町内業者に、小さな業者にも仕事を依頼してあげていただきたいと、これがほんの、本当の私の願いです。これはもう当局に対する、当局が発注する町内でできる仕事、町内業者で十分できる仕事ですのでね、できれば町内業者のことを思い、弱者、弱者言うたら失礼ですかね、小さな頑張っている業者さんにも、町内の業者さんにも潤うように発注していただきたい。

そして、そういう発注の仕方をするとか時間がかかるって言われてましたけど、いや、私そこは疑問がありまして、各担当している部署がですね、入札っていうか発注していただいたら業者っていうのは頑張ってやってくれると思いますよ。先ほど3番議員さんも質疑の中で言われていたとおり、私も思うんですけど、その管理費、今現状のLEDの管理費も聞いたんですけどね、こういうやり方をするとこの管理費が伸びて金額とかそういうのが上がっていったらあるんじゃないかなっていう、ちょっと臆測なんですけどあります。現実このやり方を、今執行部が考えている入札の仕方をせんと、地元業者で発注して一つ一つ片づけていったらもっと予算も削減できるんじゃないかと思うんですけどね。ここ、皆さんもうこれはお願いベースなんですけどね、ぜひとも町内業者で、町内業者でできる仕事ですんでね、町内業者が潤うように、町内業者育成っていうこともあります。それでお金が町内に落ちたらそんだけ経済効果もあると思います。できれば、弱者のために、弱者って失礼ですね、町内業者に潤うように町内業者で発注してもらいたい。私の考えは以上です。

すいません、議長、これで終わります。すみません。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います、修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案の両方に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 次に、原案と修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） それでは、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、今の引地議員の修正案に対して賛成の立場で討論に参加したいと思います。

この、私も事業の報告を委員会のほうで傍聴席で聞いておりまして、私そのとき、全く簡単に言いますと、地元の業者の姿がそこでは見えなかった、これが第一印象でした。この間、私も個人の事業者の方に、役場からローカルPFIについての計画の紹介が来ていますかと聞きましたら、聞いていない、個人の業者の方は聞いていない。それで、何でやろうねという話をしてたら、結局その方は、うちは登録をしていないので来ていないんじゃないかということで言っておられました。これではね、僕は地元の事業者さんに、今先ほど引地議員の説明でありましたが、少しでも頑張ろうって、頑張ってもらおうということにはならないんじゃないかと私は思います。仮に、そのグループに入ったとしてもですね、先ほどの話でもありました2次下請とか、3次下請とかそういうことになってきますと、本当に、言ったら結局地元をこうたたいていかないかんというようなことになってくるんじゃないかなというふうに思います。

ほんで、先ほどの、それで最近、どのぐらいの町のほうに差額が出てくるんやということを知りましたら3,000万円ほどという話で、その費用を浮かせることができるということで説明されましたけども、それだけのお金を使うのであればね、であればね、地元の業者に僕はしっかりと還元すればいいことだと思います。この事業で、この地元のそういう企業を少しでも守るためにということを使うのであれば、私は全てのこう、何ですか、事業者が、そういう意味では地域が潤っていくということになっていくと思います。

ほんで、結局ね、全ての設計も含めてね、一定の大きなところが参入してこう利益を生むことがなければですね、やっぱり民間資金のそういった意味での投入の協力はやっぱり得られないというふうには思います。学校や体育館などのその施設、こういった施設をやる場合は短期集中でやっぱりやらなければならない、そうなれば、部品や材料もたくさん必要となってきます。そのときに、その方も小さなところでの対応は難しくなっていくときに、その方も言っておられましたが、やっぱりそこで大手に発注しないと商品が、部品が届かないと、材料が届かないというようなことになってきたら、結局は大手の下請になってしまうというようなことも話をされておりました。ほんで、こういったことでこれまで、先ほども言われていますけれども、小さな業者でも入れる形をつくっていくことが私はその地域内経済の循環ですか、これの本当の取戻しにつながっていく、地域の循環の経済につながっていくというんではないかということでもって、引地議員の意見に、修正案に賛成をしたいと思います。

ということで、私の賛成討論、修正案に対する賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（曾根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 原案と修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから、議案第8号について採決を行います。

まず、本件に対し、引地稔治君から提出されました修正案について起立によって採決します。

なお、本修正案に賛成の方は起立を願います。なお、着席の方は反対とみなします。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

議案第8号について、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 2 議案第 9 号 令和 6 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（曾根和仁君） 日程第12、議案第 9 号令和 6 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第 9 号令和 6 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）について説明させていただきます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,730万8,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額21億9,590万9,000円、補正額139万9,000円、計21億9,730万8,000円です。

3 ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括の歳出、補正額の財源内訳は、一般財源が139万9,000円の増額となっています。

次のページをお願いします。

2、歳入です。

款 6 繰入金、目 1 一般会計繰入金の補正額139万9,000円の増額につきましては、人件費補正による一般会計からの繰入金です。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

款 1 総務費、目 1 一般管理費の補正額108万7,000円の増額と、目 1 賦課徴収費の補正額31万2,000円の増額は、人事院勧告による人件費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第10号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第13、議案第10号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第10号について御説明いたします。

議案第10号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,521万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金の歳入合計、補正前の額20億4,176万2,000円に補正額344万8,000円を追加し、計20億4,521万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款3地域支援事業費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4ページの歳入、5ページの歳出ともに同額でございます。5ページの歳出、補正額の財源内訳は、国庫支出金75万3,000円、一般財源269万5,000円でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金50万2,000円の増額と、次の款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金25万1,000円の増額と、次のページの款

7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）25万1,000円から節 5 その他一般会計繰入金214万4,000円の増額は、後ほど歳出で説明します職員や会計年度任用職員の人勘差額分及びケアプラン作成委託料の増額補正に伴い、それぞれ法定負担分の増額をお願いするものでございます。

款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金30万円の増額は、今回の歳出補正の財源として、国、県及び町の法定負担分を超える分について基金から繰入れをお願いするものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費104万2,000円の増額は、人事院勧告等に伴う職員 5 名分の調整分で、次の項 3 認定調査費、目 1 認定調査費110万2,000円の増額は、人事院勧告等に伴う会計年度任用職員 4 名分の調整分でございます。

次のページをお願いします。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援等事業・任意事業費、目 1 地域包括支援センター運営費130万4,000円の増額は、こちらも人事院勧告等に伴う職員 2 名分の調整分の補正及び節12委託料、説明欄記載の介護予防サービス計画作成委託の増額で、福祉課包括支援センターで実施しているケアプランのを作成の一部を他の事業所へ委託するもので、実績の増に伴い補正をお願いするものでございます。

10ページ以降は補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 6 年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（曾根和仁君） 日程第14、議案第11号令和 6 年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 議案第11号令和 6 年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明申し上げます。

第 1 条、令和 6 年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 6 年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第 1 款水道事業費用、既決予定額 4 億 9,722 万 5,000 円に補正予定額 298 万 7,000 円を増額し、計 5 億 21 万 2,000 円とするものでございます。

第 1 項営業費用、既決予定額 4 億 5,300 万 4,000 円に補正予定額 298 万 7,000 円を増額し、計 4 億 5,599 万 1,000 円とするものでございます。

第 3 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額 7,114 万 1,000 円に補正予定額 298 万 7,000 円を増額し、計 7,412 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1 ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3 ページ目をお願いいたします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、補正予定額、計 298 万 7,000 円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

議案書 4 ページから 8 ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第12号 令和6年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第15、議案第12号令和6年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 議案第12号令和6年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）

につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和6年度那智勝浦町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款下水道事業費用、既決予定額4,521万8,000円に補正予定額16万6,000円を増額し、計4,538万4,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4,237万4,000円に補正予定額16万6,000円を増額し、計4,254万円とするものでございます。

第3条、予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,000円及び66万1,000円である。」を、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ2万7,000円及び805万6,000円である。」に改める。

第4条の2につきましては、特例的収入及び支出としまして、令和5年度の下水道事業費特別会計から事業を引き継ぐ際の未収金及び未払金の額を定めてございます。なお、当初予算で定めた額は予定額でございまして、未収金、未払金の額が確定したことに伴い補正を行うものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額848万9,000円に補正予定額16万6,000円を増額し、計865万5,000円とするものでございます。

2 ページ目上段をお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1 ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

下段をお願いいたします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、補正予定額16万6,000円を増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

3 ページ目から6 ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第13号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第13号令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第13号、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額23億7,118万6,000円から補正予定額233万6,000円を減額し、計23億6,885万円。

その内訳ですが、第2項医業外収益、既決予定額4億2,760万円から補正予定額233万6,000円を減額し、計4億2,526万4,000円とするものでございます。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億8,342万7,000円から補正予定額2,576万円を減額し、計24億5,766万7,000円。

内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額24億55万円から補正予定額2,628万1,000円を減額し、計23億7,426万9,000円。

第2項医業外費用、既決予定額6,837万7,000円に補正予定額52万1,000円を追加し、計6,889万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費、既決予定額14億492万円から補正予定額1,757万4,000円を減額し、計13億8,734万6,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条に定めた他会計からの補助金を2億6,230万1,000円に改める。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。内容につきましては、1ページの説明と重複しますので省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額228万円の減額及び目4負担金及び交付金5万6,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。今年度の医師及び医療職の職員数の減が主な要因で、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、下段、支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額1,809万5,000円の減額は、人事院勧告に伴う本俸期末勤勉手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整で、節1報酬から5ページの節14法定福利費まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

5ページ中段の目2経費、節2報償費784万円の減額につきましては、他院から外来診察や当直に来ていただく応援医師への謝金で、実績見込みによる減額でございます。節3旅費交通

費34万6,000円の減額につきましては会計年度任用職員の通勤手当分で、実績見込みによる減額でございます。

項2 医業外費用、目3 訪問看護費、補正予算額52万1,000円の増額は、訪問看護ステーション職員に係る給与等で、こちらも人事院勧告に伴う本俸、期末勤勉手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整でございます。節2 職員給から節5 法定福利費まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

6 ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

そのうち、9 ページをお願いいたします。

今回の補正予算に係る報酬、給料及び手当の増減額の明細でございます。正職員、会計年度任用職員合わせて、今回の人事院勧告による給与改定に伴う増額分は、給与、手当合計で4,889万2,000円、人事異動やその他退職等による減額分は5,759万9,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番城本君。

○3 番（城本和男君） 人勧の補正とですね、医師給与の減額があるんですけども、3 ページ。そして、それと定員数が、9 ページにはこれはもう予算の、当初予算の10名なんですけども、今現在8人ということで。医師不足、医師確保の見込みとですね、経営にも大きく関与してきますので、医師確保の見込みと、今どういう努力をされているのかをお聞きしたいと思います。

それと、この関係でですね、当直の先生方はどうされているのか。医師の負担になっているんじゃないかと思うんですけども、その辺りはどうされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。

まず、医師確保の見込みについてでございます。現在、当院の常勤職員といたしましては、8名の医師の方にお越しいただいております。来年度の見込みといたしまして、地域医療枠の先生方が1名増員となる見込みです。現在のところ、今9名のところを予定しております。

医師確保の努力につきましては、地域医療枠の先生方につきましては、和歌山県立医科大学及び和歌山県医務課のほうからの派遣ということで、こちらのほうへは毎年増員のお願いということをしていただいております。また、それ以外の医師の派遣につきましても、和医大はじめ各機関のほうへの派遣要請ということを行っているところでございます。

医師の負担が増えているんじゃないかという御質問でございます。今年度、内科の医師が非常に少なく、かなりの負担をお願いしているところで、内科の先生方からかなり大変だというふうな声はいただいております。特にこの冬の現在のインフルエンザ、新型コロナウイルスの感染拡大によりましてかなりの御負担をおかけしているところでありますが、なるべく医師の確保を進めて先生方の負担を減らせるように今後も努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時19分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曽根和仁君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、臨時議会を開会しましたところ、皆様には集中審議を行っていただき、誠にありがとうございます。中でも、一般会計補正予算につきましては、委員会での審議を踏まえての議員の皆様独自の調査及び本日の熱心な議論によって得られた結論であると理解します。

現在、昨年12月議会での一般質問の動画配信の準備が大詰めを迎えており、来月中には実施できる予定となっております。議員各位には、これを機会にますます議員活動に励んでいただきますようよろしくお願いいたします。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

第1回臨時会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして感謝申し上げる次第でございます。議件につきましては、令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算を一部修正の上、また他の議件は原案のとおり御可決賜りましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。様々な御意見をいただきました。今後町政に反映していければというふうに思います。

まだまだ寒い厳しい日が続いております。感染症の流行についても懸念されるところでございます。体調を崩しやすい時期でございますので、議員の皆様方におかれましてはどうぞ御自愛をください。

最後に、議員各位の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会議長 曾 根 和 仁

会議録署名議員 津 本 ・ 光

会議録署名議員 勝 山 則 子